

一般会計予算決算常任委員会  
総務文教分科会記録

令和7年3月10日

【開催日】 令和7年3月10日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時30分～午後5時

【出席委員】

分科会長	伊場 勇	副分科会長	森山喜久
委員	大井淳一朗	委員	岡山明
委員	笹木慶之	委員	白井健一郎
委員	松尾数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
総務部長	辻村征宏		
消防課長	吹金原信夫	消防課課長補佐	乾 博
消防課主査兼消防庶務係長	縄田良弘	消防課消防団係長	青木宏薫
消防課消防団係主任	山本雄大		
企画部長	和西禎行		
企画課長	工藤 歩	企画課主幹	大坪政通
企画課参事	大谷剛士	企画課主査兼行政経営係長	福田淑子
企画課政策調整係長	木藤拓也		
デジタル推進課長	村上信一	デジタル推進課参事	山根正幸
デジタル推進課課長補佐兼情報管理係長	佐藤善寛	デジタル推進課課長補佐	佐貫政彰
デジタル推進課デジタル政策係長	山下弘		
協創部長	篠原正裕	協創部次長兼市民活動推進課長	河上雄治
市民活動推進課課長補佐	田中洋子	市民活動推進課主査	柿並健吾
市民活動推進課市民活動係長	竹森和貴	市民活動推進課地域交流センター係長	増本順之

【事務局出席者】

事 務 局 長	石 田 隆	議 事 係 長	岡 田 靖 仁
---------	-------	---------	---------

【審査内容】

1 議案第10号 令和7年度山陽小野田市一般会計予算について

---

午前10時30分 開会

---

伊場勇分科会長 ただいまより一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を開会します。まず、審査番号1番から審査します。審査事業がございしますので、審査対象事業1、情報システム標準化・共通化事業について審査します。執行部からの説明を求めます。

村上デジタル推進課長 それでは、審査対象事業1、情報システム標準化・共通化事業について説明します。予算審査資料1ページをお開きください。事務事業調書になります。事業概要を申します。令和3年9月に施行された、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、いわゆる標準化法に基づき、総務省から「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が示され、令和7年度末までに国が提供するガバメントクラウドに設置される標準準拠システムへ移行しなければなりません。令和7年度は、標準準拠システムへ移行しガバメントクラウドでの運用を開始します。対象は住民情報系システム、手段はシステム更新、意図は安定稼働です。活動指標は標準仕様書の確認と標準準拠システムへ移行としており、令和5年度及び6年度に標準仕様との比較分析を行い、令和6年度及び7年度に移行準備し、令和7年度内に運用開始を目指すものとなっています。事業の妥当性・有効性・効率性の評価点は、33点です。4ページをお開きください。こちらは国の資料になります。自治体情報システムの標準化・共通化について御説明します。まず、これまでの取組みと現状についてです。現状は、自治体ごとに情報システムを開発やカスタマイズをしてきたため、維持管理や制度改正時の改修などで個別対応が必要となり、自治体は大きな負担を強いられています。クラ

ウド利用が円滑に進まないことに関しては、本市はクラウド利用をしていますので、関係ありません。また、住民サービス向上に必要な機能を迅速に全国へ普及させることが難しいなどの問題が発生しています。こうした現状を踏まえ、地方公共団体に対して標準化基準に適合した情報システム、いわゆる標準準拠システムの利用を義務づける法律である地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が成立しました。この法律の対象事務を20事務とし、児童手当など子育て支援、住民基本台帳など、広範にわたる行政サービスが含まれます。次に、目標と成果イメージについて、標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにし、また、オンライン申請の普及を全国に広げるためのデジタル化の基盤を構築することを目指し、そのために、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指します。情報システムの標準化イメージについて、現状では、各自治体が独自に仕様を作成・発注し、システムの開発やカスタマイズをしていました。このため、法改正対応などによるシステム改修や新機能の追加などを各自治体のシステムごとに判断するため、人的・財政的にも自治体の負担となっていました。標準化後は、標準仕様書を作成して標準化基準に適合したシステムを利用することで、法改正対応などの対応については、標準仕様書を改版して行われるため、自治体の負担軽減が期待されています。5ページをお開きください。こちらが国の資料になります。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要について御説明します。趣旨を申し上げます。国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び必要とされる機能等についての基準の策定と標準化を推進するために必要な事項を定めています。概要を申し上げます。①情報システムの標準化の対象範囲について、各地方公共団体における事務の処理内容の共通性、住民の利便性向

上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令により特定されています。具体的には、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の届出、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金といったものが挙げられています。②国による基本方針の作成について、政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進についての基本方針を作成し、内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が関連行政機関の長と協議し、知事会などからの意見聴取の上で方針案を作成します。③情報システムの基準の策定について、所管大臣は、①の事務処理に利用する情報システムの標準化のために必要な基準を省令により策定、内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等共通事項の基準を省令により策定、策定時には地方公共団体等の意見反映のための措置も実施されます。④基準に適合した情報システムの利用について、地方公共団体は、①の事務の処理に利用する情報システムを省令で定める期間内に基準に適合させる必要があります。①の事務と体的に処理することが効率的と判断される機能については、最小限度範囲で追加が可能となっています。⑤その他の措置として、地方公共団体は、国の整備するクラウド環境を活用して、情報システムを利用するよう努めるとされ、国は、そのために必要な財政措置を講ずると共に地方公共団体の負担を軽減するための支援を実施しています。⑥施行期日、この法律は令和3年9月1日から施行されています。6ページをお開きください。こちらにも、国の資料になります。自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備について御説明します。まず、標準化・共通化の取組概要ですが、自治体情報システムについて、原則、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行を目指すとしており、そのために先ほど説明した、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定し、これにより維持管理や制度改正対応等に係る人的・財政的負担の軽減や、地域の実情に即した住民サービスの向上、新たな行政サービスの迅速な全国展開等の実現を図るもの

とされています。移行経費への財政支援の経緯ですが、令和4年1月に20業務を標準化対象事務として位置づけ、令和4年度末までに各業務の標準仕様書が作成されるなど、事業者の標準準拠システムの開発環境が整備されました。一方で、全国の自治体からは、財政支援の拡充や基金の設置年限の延長について要望する声が上がっていました。国は、全国の自治体への移行経費の調査結果と物価上昇等を踏まえ、円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行することができるよう、令和6年度補正予算計上額194億円を追加し、基金総額7,182億円とし、今後、上限額等の改定と基金の設置年限の延長を検討するとしています。7ページをお開きください。こちらが国の資料になります。基幹業務システムの統一・標準化により期待される効果について御説明します。まず、国民、市民に対する効果ですが、全国の自治体でオンライン申請などの基盤が共通化され、マイナンバーカードも活用することで、24時間365日スムーズに行政サービスへのアクセスが可能となることで、国民はより利便性が高まり、いつでもどこでも申請手続きを行うことができるようになるとうたわれています。次に、自治体に対する効果ですが、これまで制度改正のたびに自ら行っていたシステム改修が不要となり、標準準拠アプリを選択することでスムーズに対応可能となります。さらに、アプリの共同利用により運用経費を削減することができます。全国共通で使うシステム、例えば申請管理システムなどもガバメントクラウドで提供することで、コストを抑え、簡単便利に様々な行政サービスを展開することが可能となるとうたわれています。最後に、国に対する効果ですが、データが標準化され同じ形式で扱えるようになることから、国や地方の様々なデータを活用した新たな施策やアプリの迅速な展開が可能になるとうたわれており、これにより行政サービスの効率化と改善が期待されます。以上のように、基幹業務システムの統一・標準化により、国民、自治体、国それぞれに対して多くの利点をもたらすことが期待されています。8ページをお開きください。ここからは本市における業務システム標準化・共通化事業について御説明します。これまでの主な経緯ですが、本市では、平成30年度には県内7市町、本市と宇部市、防

府市、長門市、美祢市、周防大島町、和木町で構成される「やまぐち自治体クラウド協議会」において、「やまぐち自治体クラウド基幹業務システムの共同利用に関する協定」を締結し、共同調達を実施しました。令和元年度には、共同調達による基幹業務システムへの移行および稼働を開始しました。令和3年度には、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の制定を受け、協議会において標準化対応検討を開始しました。令和4年度には、協議会にて、自治体情報システムの標準化・共通化に係る情報提供依頼を実施し、その結果を受け協議会にて、移行方針を決定いたしました。令和5年度及び6年度には、現行システムと標準仕様書の比較分析を実施し、分析結果を受けて差分の運用等を検討しております。続いて、令和7年度のスケジュールを御説明します。まず、ガバメントクラウド利用を年度当初から実施し、ガバメントクラウド内に環境構築作業を開始します。次に、環境構築後に標準準拠システムの構築を5月から実施します。続いて、データ移行を12月から開始し、1月中旬から約2か月のテスト運用期間を経て、3月末までの本稼働開始を目指しています。9ページをお開きください。令和7年度の事業に係る費用について御説明します。電算委託料に、調査準備経費、文字の標準化・データ移行経費、環境構築経費、テスト・研修経費、関連システム連携経費、既存システム整理経費について、予算額は4億837万5,000円で、これは補助対象金額にも同額が含まれています。次に、システム利用料にガバメントクラウド利用経費として6,916万9,000円、同じく補助対象金額にも同額が含まれています。次に、機械器具借上料、追加端末更新9台分40万1,000円ですが、これは補助対象外です。費用を合計すると、予算額4億7,794万5,000円、補助対象金額4億7,754万4,000円を令和7年度費用として計上しております。次に、令和8年度以降の費用（運用経費）について御説明します。①電算委託料として1,610万4,000円、②ガバメントクラウド利用料として6,916万9,000円、③システム利用料として5,903万3,000円、④電算ソフトウェア保守委託料として3,088万8,000円、⑤通信運搬費として910万8,00

0円、⑥電算機保守委託料として2,068万5,000円、⑦機械器具借上料として160万4,000円、令和11年度のみ120万3,000円として、年間予算額は2億659万2,000円となっております。債務負担行為額に5億4,327万6,000円で、運用経費のうち②、⑦の費用を除いたものを対象としております。それから、2ページにお戻りください。経費の説明をさせていただいたところですが、一番下の国庫支出金等の欄にデジタル基盤改革支援補助金、地方公共団体情報システムの標準化共通化に係る事業として、山陽小野田市としては、上限が7億4,899万1,000円となっております。令和5年度、6年度に既に補助を受けておりますので、残額として6億7,000万円くらいがまだ残っているという状況になっております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇分科会長 執行部からの説明が終わりました。先ほど資料9ページのどの数字が違うと言ったのか、もう一度お願いします。

村上デジタル推進課長 令和8年度の下から2行目、20万6,565円が20万6,592円です。それが令和8年度、9年度、10年度です。

伊場勇分科会長 令和11年度はそのまま20万6,191円ですね。分かりました。それでは、執行部の説明が終わりましたので委員会の質疑を求めます。

松尾数則委員 全体を聞いて、あまりよく理解できなかったんです。何を標準化したいのかが、よく分からないんです。

村上デジタル推進課長 これまでは、自治体ごとに電算化が進んでおりました。先ほど言った20業務に関しましては、法律等で定められるものなどがあるので、自治体によって若干の差はありますが、基本的な業務内容は同じです。そういったものが各自でシステムを開発しており、それによ

りコスト等が上がっているのです。国が標準仕様書をつくって、仕様書に即したシステムをベンダーがそれぞれ開発して、そして、自治体としてはどのシステムを使っても同じ業務ができるという内容になっております。そういったものを使うことによってコストの削減等が見込まれるということで、国がこのたび法改正を行って、自治体に義務化したということになっております。

松尾数則委員 標準化すれば、コストが削減できるのは分かります。ただ、そのために、今、山陽小野田市としては何をどのように標準化するかが見えてこないんです。例えば、文字のコードの統一など、何を標準化するのがよく分からないんです。

村上デジタル推進課長 標準化というのは、国が定める標準のものを使うということになっています。国がつくったシステムを使いなさいよということになりますので、そちらに乗り換えるということです。

松尾数則委員 国がつくったシステムになるということは、山陽小野田市としては、基本的に何もしないでもそれに乗っかればいいんですか。

和西企画部長 国が定めた仕様そのまま市に当てはまれば、極端に言えば何もしなくていいはずですが。しかし、資料8ページに書いてあるように、今使っているものと国が使いなさいよと言っているものとの間に差があります。国のものが全てはまるわけがないので、その作業が今とても大変な作業になっている上に、本市の場合、自治体クラウドで先行して、県内のほかの市町とクラウドを組んでいたところがあったりするので、その辺りでいろいろな調整が行われるということです。

松尾数則委員 今からそういった差分のシステムをつくらなければいけないということですか。

和西企画部長 差分が何かをしっかりと把握して、国のシステムにどうはまるかという作業をやらなければいけない。それを全国の自治体が今やっているところということです。

村上デジタル推進課長 この差分に関しましては、例えば、カスタマイズして市独自でつくっているものなどは、全国的に見て標準化システムに載っていないものがありますので、そういったものをフィットアンドギャップで確認しまして、標準化の中になくシステムの機能は、今後、別のシステムとするのか、または職員が手作業で対応していくかというのが、この差分になります。

松尾数則委員 例えば、自治体クラウドのものをガバメントクラウドに載せるという話ですが、それは簡単にできるものですか。

村上デジタル推進課長 自治体クラウドで今まで使っていたシステムというのが、先ほど言った7市町で構築したシステムです。今回契約するベンダーに関しましては、先ほどRFIをやったところでベンダーを決定したというところですが、結果的に他のベンダーが参入できないとか、対応ができないということがありましたので、既存のベンダーになっております。ですので、既存のベンダーが標準化システムを確認している途中ではありますけれども、今使っているシステムとほぼ同等なシステムを今開発しているところですから、標準化システムのほうにない機能もありますけれども、基本的には同じようなシステムになると思っております。

松尾数則委員 最後に確かめておきたいんですけど、標準化したシステムが動き出すと、山陽小野田市としては随分いろいろなことを効率化ができ、多額のシステム改修費がなくなると考えていいんですか。

村上デジタル推進課長 これは国による検討が進んでおりまして、先ほど説明

したように、いわゆる法改正によりシステム改修が必要になった場合などは、国が定める標準仕様書に適合したシステムでなければならないとなり、それはベンダーが開発するようになっております。しかしながら、このベンダー側に負担が行くのか、それとも、そのままシステムの利用料に跳ね返ってくるというような問題が出てくると思います。今までは大きい法改正などに関しましては、国が補助金を出しておりました。そういったものがなくなるのかという議論はまだ国でされているんですが、ベンダー側には大きな法改正のときには今までどおりの補助などの対応があるのではないかと御理解いただければと思います。

伊場勇分科会長 ベンダーとは、開発事業者ですよね。そのサービスをユーザーに提供するんですよね。今、本市は7市町でやっているものが、そのままガバメントクラウドに引き継がれるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

岡山明委員 情報システム標準化の対象範囲について、児童手当とか子育ての支援とかを国と共通化するという中で便利なものができると思っているんです。今まで各自治体がしていたことが統一できるということで、物すごいシステムだと思っています。この中に健康管理という項目が入っているんですが、健康管理はどういう形で入ってくるのか。国は、マイナンバーカードをずっと推進している状況ですが、その整合性がどのようになっているか、お聞きします。

伊場勇分科会長 健康管理の対象となる事務はどうなるかということです。いかがですか。

村上デジタル推進課長 健康管理システムのことは詳しくは分からないんですけども、子供や成人の健診結果などを整理するシステムがあります。あとは、ワクチンの接種状況などの母子手帳の内容などを管理するシス

テムとなっております。

岡山明委員 今回のシステムの標準化とマイナンバーカードがどういう形になるのか、その辺を聞きます。

村上デジタル推進課長 現状では、マイナンバーカードがどうといったことは、国はまだ詳しく示していません。標準化してデータを共通化することで、今後、マイナンバーカードによる申請とか手続とかを増やせるというふうに展開されていくのではないかと考えます。

岡山明委員 国の政策として、マイナンバーカードは国民全員で進めるということですから、この辺の標準化となれば、介護保険のように全員に関わるものも出てくると思います。マイナンバーカードの必要性と標準化の進め方とは考え方を変えたほうがいいんですか。やっぱりある程度考えが違うんですか。

村上デジタル推進課長 資料7ページにあります。市民に対して直接影響するところは、マイナポータルを利用してオンラインでいろいろな申請ができるなどが期待されているところです。ただし、具体的にどういったことができるのかはまだ分かりません。マイナポータルを利用することで、自治体の手続以外のこともできるように考えているんじゃないかと思われそうですが、そういったことは現状ではまだ分からないので、お答えのしようがないです。基本的にマイナポータルを利用した申請などを増やしていくという考えだと思われそうです。

白井健一郎委員 6ページの下の方に令和6年度の補正予算額が載っています。これは国のものですね。令和7年度も同じぐらいの額を想定しているのかどうか、大ざっぱでもいいので説明をお願いします。

村上デジタル推進課長 補正後7, 182億円という記載があります。こちら

は、各自治体に対してのイニシャルコスト部分に係る経費の補助として上がっております。現状ではそれ以外の補助は見込まれていないというか、山陽小野田市としても、基金で積み立てた中から予算を頂いている形を取っておりますので、今後、これが増えるかどうかに関しては、また検討をされる中で決まってくると思います。

白井健一郎委員 先ほどからの確認事項です。2ページを見ると、令和7年度の当初予算では、4億7,790万円ついております。このうちの国の補助金が4億7,750万円ですね。一般財源、つまり我が市から出ているのは40万円幾らということなので、これは完全に国の事業ですね。国がこういうふうに進めたいということで、言ってみれば、ガバメントクラウドをつくることによって、例えば、幾つも具体例が出ていましたように市民生活に密着したところと言えば、戸籍謄本が取りたいといったときに、今までだったら郵送しなければいけなかったけれども、こちらから取れるかもしれないとか、そういうところから始まって、他市や他県との連携がとれると理解してよろしいわけですね。

村上デジタル推進課長 おっしゃるとおりです。

白井健一郎委員 もう一つ例を挙げますと、マイナポータルを使ったもので、例えば確定申告などです。私は、マイナンバーカードを使って確定申告をやりましたけども、非常に便利だと思います。操作に詳しくなくても二、三時間でできますし、申告した瞬間に還付額が分かります。そして、還付額をもらうための口座もそこに入力するなど、便利なのは分かるんです。ここで一つ考えていただきたいのは、皆さんはデジタル推進課ということで、デジタルを推進する立場におられるわけです。こういったことは、本当に市民生活でプラスばかりなのだろうか。例えば、窓口業務一つを取っても、先ほど戸籍謄本の例を出しましたけれども、例えば、窓口で申請するとき、人相手なら融通が結構利くんです。戸籍という言葉が出てこない人に、「戸籍ですか」と確認してあげるなどです。

しかし、典型例を挙げますと、例えば、視覚障害とか聴覚障害の方々がデジタル化された窓口を使えるかと言ったら、そこには必ずサポートする人が必要ですね。そういうふうなフォローアップは必ず必要になってくるんですよ。さらに具体的に申し上げますと、これは、国、地方自治体とは違いますが、例えばJRの「緑の窓口」がどんどん閉鎖されています。小野田駅でも緑の窓口が閉まって、代わりに二つほど切符の販売機があるんですが、これが非常に分かりにくくて、高齢者の方なんかは本当に困っているんですよ。やっぱりそこまでフォローするという発想を持つ必要があると思うんですよ。その辺のことについてどうお考えでしょうか。

和西企画部長 おっしゃるとおりでございますが、100%デジタル化していくわけではございません。デジタルとアナログを融合させつつ、本来の目的は市民の方々の利便性を図ることだと思います。このようなデジタル化の流れというのは、デジタルだけで手続きが済むものについてはデジタル化に移行しましょうと。今までは、デジタルで手続きが終わるべきものも窓口で対応していたということがございますので、その辺りを切り替えていこうということです。100%をデジタル化するわけではございませんし、今、委員が言われたような対応が必要な方々はいらっしゃいますので、そういうことについてやはりケアしつつ窓口の効率化を図っていくということで御理解いただければと思います。

白井健一郎委員 別の角度からになりますけど、ガバメントクラウドはセキュリティ面では問題はないのでしょうか。

村上デジタル推進課長 ガバメントクラウドは、国が提供するクラウドサービスです。この基準が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度、いわゆるISMAPというものがあまして、これに適合したものでなければならぬとなっております。こちらは精度が高くなっており、今、四つのクラウドが使えるようになっておりまして、一般的なデータセン

ター等でやろうと思うと、ハードルが高くなってできないと聞いております。

大井淳一郎委員 この令和7年度で移行するに当たって、今あります県内7市町の協議会はもう解散ということですか。令和7年度はそのまま現行と併用でしょうけど、これはどうなるのかをまず聞きたいと思います。

村上デジタル推進課長 7市町による契約自体は、当初10年間でやっておりました。これが全部なくなるわけではなく、今言った20業務プラスアルファをこのシステムで使うものがありまして、その20業務以外のものでもまだ残っている部分もあります。そういったものは契約が残る形になりますので、このたびは変更契約という形で、一旦令和10年までは残る形になります。併せまして、その終了に合わせて、債務負担行為は4年間としております。この4年が契約の最後となりますので、その時点でこの枠組みをどう捉えるかと検討してまいりたいと思っております。

大井淳一郎委員 同じく8ページの資料から質疑させていただきますが、差分という言葉が当初出てきました。この差分は、結局どうされるんですか。差分とは何か、また、差分をこれからどうするのか、改めて御答弁願います。

村上デジタル推進課長 こちらは現行システムと標準仕様書というところでの差分なんですけど、国が標準的に求めるものとして、ほとんどが既に現行のシステムで実装されておるものになります。ただし、この中で、カスタマイズであったりとか、山陽小野田市独自のものだったり、例えば7市町独自のものであったりとかそういったものがあって、この標準化の中で実装していかどうかは国が定めております。載せては駄目な機能に関しましては、今回ではじかれるような形になります。また、差分として運用を今後検討していく中で、システム化しなければならないものがあれば、別のシステムを使うなどを検討しておりますが、今のところ

原課からそういった話は聞いておりません。一部、この中で挙げるとするならば、国民健康保険の被保険者番号の運用について、山陽小野田市は個人の形をずっと昔からしておりましたので、このたびこれに合わせて標準化することが決まっております。

大井淳一郎委員 移行後、山陽小野田市が自分で何かやることはないということによろしいですね。

村上デジタル推進課長 お見込みのとおりです。

大井淳一郎委員 費用面について、9ページに沿って質疑します。イニシャルコストは基本的に国から出るんですが、ランニングコストの全貌が明らかではないので、補助されるかもしれませんが、これについては市が独自で負担していく形なんですか。令和8年度以降の費用の1から7の辺りはどのような見込みで考えていらっしゃるでしょうか。

村上デジタル推進課長 費用に関しましては、現状は補助などはないんですけれども、このたび総務省自治財政局から事務連絡がありました。その中の一文を読み上げます。「地方公共団体のガバメントクラウドの利用料について、令和6年度までは選考事業として全額国費で対応しているが、令和7年度からは地方公共団体が負担することとなること。標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用については、所要額を一般行政経費に計上し、普通交付税においてガバメントクラウドへの移行状況に応じた措置を講ずることとしていること。このほか標準準拠システムへの移行に伴うシステム運用経費の増加分について地方交付税措置を講ずることとしていること」。このような事務連絡がありましたので、そちらで対応可能だと思っております。

森山喜久副分科会長 県内の7市町でやっている山口自治体クラウド協議会は、国が標準化として示している20業務を全て網羅されていて、プラスア

ルファのものになっているのかどうかを確認します。

村上デジタル推進課長 7市町において若干の違いがあります。山陽小野田市は、20業務のうち戸籍情報システムについては市民課で対応していたいております、いわゆる総合の基幹系の業務システムの中には入っておりません。そちらは市民課側で補助対象として計上させてもらっております。それ以外の業務では、生活保護システム等が若干違いますので、これは各市町村で対応しております。20業務を標準化するということには変わりはありません。

森山喜久副分科会長 今回の部分で言えば、20業務じゃなくて19業務の部分で4億円幾らの金がかかると。そして、戸籍情報分で4,600万円が別にかかるという状況で進んでいるということですね。

村上デジタル推進課長 お見込みのとおりです。

森山喜久副分科会長 契約変更と言われたところについて、9ページの既存システム整備経費226万3,000円からの48か月の部分は、先ほど言われた契約が変更された分でのシステム運用での整理期間が残っているという理解でいいんですか。

村上デジタル推進課長 ここに上げている数字は、今回の標準化システムだけのものになっております。既存の契約のものはまだ若干残るような形でありまして、こちらはまだベンダーとの協議中です。今はまだ資料を出していないというところです。

森山喜久副分科会長 説明の中に負担軽減という言葉があったと思うんです。真っ先に考えるのは財政的な負担軽減と人的な負担軽減です。そちらはどのように軽減されるということで進められているのか、分かる範囲でいいので説明してください。

村上デジタル推進課長 まず、人的な面です。現状、法改正などがありましたら、その改正内容に対してどういったことが必要となってくるかを業者と協議して改修していくこととなりますが、これが標準仕様書の改正案を国が作成することとなりますので、それを事業者側で確認して、それに即したシステムに変わっていくこととなり、そういったところの事務が省かれることとなります。財政面は、現状で何が削減できるということはまだはっきりとは分かっていません。国が期待しているところでは、これが標準化されることによって、例えば、システムごとの改修費用がある程度統一されてきますので、そういった事業者側の負担が少なくなるので、経費も下がってくるという感覚ではないかと思っております。また、自庁でサーバを立ち上げる場合には、ある程度機能を要したサーバを準備しないといけません。ちょうどいいサーバがあればいいんですけど、どうしてもオーバースペックのものを置かないと使えないということがあります。そういったところがクラウドサービスになるとちょうどよいものとなるので、予算的にも軽減されるんじゃないかと言われております。

森山喜久副分科会長 今、デジタル推進課にはどれだけ職員がいて、こういうシステム改修のときにはどれぐらいの人手がかかっているのか。業者委託することもあるでしょうし、職員で対応できるものもあると思うんですけど、その辺も踏まえてどの辺が軽減されるのかを示してください。

村上デジタル推進課長 令和7年度中の業務で言えば、軽減ということはありません。システムが全く変わるので、クラウドにしろ自庁にしろ、システムを変えるというところでの業務は出てきますので、変わりません。データ移行に関しましては、デジタル推進課だけではなく、全庁的に各課で確認していただくところなどがあるため、令和7年度は少し増えてくることは間違いありません。ですので、そこに関しての人的な負担軽減は見えません。

森山喜久副分科会長 当然、令和7年度は業務が増えると思うんですよ。テスト運用とか仕様の点検があるのでしょうか。ただ、それを通常の業務時間内にはできないので、どうしても時間外で確認する作業が出てきます。それを見越していけば、時間外勤務が発生するのは分かるんですよ。ただ、令和8年度、9年度に向けて、本当に負担が軽減されるのか。標準化したことによって、各窓口関係の業務がどれくらい軽減されるのか。そして、デジタル推進課自体もこの20業務を標準化することで業務時間を幾ら軽減できるのか、その辺が見えていれば、お聞きしたいです。

村上デジタル推進課長 令和8年度以降の運用において、原課に対しましてはシステム自体が標準化されますので、運用業務中の手順なども簡略化されるというところで、その辺りの負担軽減が考えられます。デジタル推進課の管理面におきましては、システム自体の置き場所が変わったりしているというところだけで、現状はさほど変わりはないと思われれます。

森山喜久副分科会長 庁舎内のシステムについて、何かあった場合の対応は、全て職員が行うのか、それとも、例えばメーカーのSEに常駐してもらって対応してもらっているなど、どういった状況なんでしょうか。

村上デジタル推進課長 現在、メーカーのSEの常駐はございません。ですが、こちらには週に1回程度来られております。基本的には職員対応であったり、SEの対応であったりというところでやっております。そこは変わりません。

森山喜久副分科会長 財政的な負担軽減の部分で、国がもともと示していたのは、2018年と比較して3割軽減を目指すということですが、その辺どうでしょうか。本市としてどこまで目指せそうなのか。

村上デジタル推進課長 30%の軽減に関しましては、前回、山口自治体クラ

ウドを行ったときには達成できております。しかし、今後の標準化に対しましては少し事情が異なります。今、山陽小野田市の人口は6万人程度となっておりますが、標準化システムは、政令指定都市は別として、何十万人規模の自治体でも数千人規模の自治体でも同じシステムを使うこととなっております。そうすると、どうしても今まで必要なかったものも全部標準化として実装されてしまいまして、システム自体の金額が上がる形になっております。機能に関しましては、標準化で開発しているところですが、各ベンダーで自治体ごとに機能が必要か否かというところで実装が間に合わないといったことが問題となっております。国は、5年ぐらいの間にやっただけいいと言っておりまして、その中でやって行きますので、金額を3割減というのは難しい状況です。ただし、今後運用していく中でシステムのモダン化などを行うことで、多少金額が下がってくるのではないかと考えます。

森山喜久副分科会長 要は、山口自治体クラウド協議会のところである程度費用を下げた中で、標準化でさらに下がるかどうかは不透明だという理解でいいですか。

村上デジタル推進課長 おっしゃるとおりです。3割という金額は、自庁にサーバを建てたときの金額から算出したものとなっておりますので、そもそも自治体クラウドがありますので、そこから3割は難しいと考えます。

森山喜久副分科会長 ネットや新聞の情報では、300自治体は期限内の移行ができないよということでした。たしか富士通関係だったと思うんですけど、本市は令和7年度中にきちんと移行完了できると理解してよろしいですか。

村上デジタル推進課長 先ほども申し上げたんですが、一部の機能を除いて開発が間に合いません。しかし、そういった機能については、ベンダー側から国に申請したら5年間は延期を認めることとなっております。本市

を含めて7市町においては、期限ぎりぎりの令和7年度末までに標準化の対応をすることができると聞いております。

森山喜久副分科会長 一部の移行ができないという話で、猶予が5年あるというのはいいんですけど、それは基幹部分に影響するものではないという理解でいいですか。

村上デジタル推進課長 ベンダーからの説明では、7市町では使用していない機能で、実装しなくても業務に影響は出ないと聞いております。法改正は、毎年というか、常に行われており、そういった対応が間に合わなくなるため、それは一旦置いておく形で開発を進めていると聞いております。

森山喜久副分科会長 説明を聞けば聞くほど、単独または7市町でやったほうが便利だったという気がしなくはないですが、再確認します。標準化システムを使わなければいけないと義務化されており、それをしないと国の補助はないという理解でよろしいですか。

村上デジタル推進課長 お見込みのとおりです。

伊場勇分科会長 仕様書が途中で変更になるなどスケジュール的に厳しいと思うんです。それに加えて国が優先する政策が入ってくれば、そこで改定が入ることもあると思うんですよ。今、デジタル推進課が一手に引き受けている中で、担当課として人員が足りないなど何か弊害があるということはないですか。

村上デジタル推進課長 来年度には実装となります。まだ4月以降の人事は分かりませんが、実装に向けては、当然、原課の協力も必要となってきます。デジタル推進課としては今の体制でやっていこうと考えております。

伊場勇分科会長 職員への研修などもされる予定ですか。

村上デジタル推進課長 研修というか、利用についての辺は考えています。しかし、システム自体の構成は変わらないと聞いていますので、移行に関してはスムーズにいけるのではないかと考えております。

伊場勇分科会長 分かりました。そのほかに質疑はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）本事業に係る質疑を打ち切ります。それでは、ここで5分休憩します。

---

午前11時30分 休憩

---

---

午前11時35分 再開

---

伊場勇分科会長 続いて、審査事業2番は、山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業です。これは補正予算でも出てきました。分析が間に合わないということで、令和7年度に持ち越した部分もあると思います。それを踏まえた説明をお願いします。

村上デジタル推進課長 それでは、審査対象事業番号2、山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業について、御説明します。予算審査資料10ページを御覧ください。市のデジタル化については、デジタル技術を活用し、地域課題の解決や市民生活の質向上を図る「スマートシティ」と、市役所の業務にデジタル要素を取り込み、行政サービス向上や業務効率化を図る「スマート自治体」の二つの柱があります。当事業は、実施計画名にもあるとおり、スマートシティを推進するための中核的事業となります。また、令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて提案があった、スマートウォッチや健康データを活

用した健康づくりを事業化したもので、国の交付金を活用した事業として、来年度が3年目の取組となります。資料13ページに事業の概要を、14ページに事業のイメージ図を載せています。事業の内容について御説明しますので、14ページのイメージ図と併せて御覧ください。この事業の目指すところはスマイルエイジングの推進であり、データ及び指標に基づいた施策展開です。そして、そのデータを収集・蓄積し、分析等に活用するために必要になるのがデータ連携基盤の整備です。今回、スマートウォッチのデータなど個人の健康データを収集・活用することになりますが、それは秒単位の歩数や消費カロリー等の生体情報であり、膨大な量で、かつセキュリティの確保が求められるデータであります。それを大学や関係者が共有し、活用するためには、大量のデータを蓄積できる機能、データの漏えい等を防ぐためのセキュリティ機能、データ連携基盤にアクセスするための認証機能、データを分析して分かりやすく表示させる機能、データを必要に応じて抽出する機能などが必要になります。それらの機能を備えたものがデータ連携基盤となります。データ連携基盤を整備した上でスマートウォッチを活用し、健康状態を可視化し、公的な医療・健康情報と組み合わせた個人健康情報記録を健康相談・指導に活用することで、健康に対する意識向上、生活習慣の改善等の行動変容を促します。また、山口東京理科大学とともにデータの分析・分析データの活用に取り組むことで、市の健康・保健事業関連施策の評価や見直しを図ります。このデータ分析や活用については、個人のデータPHRと市全体のビッグデータを相互に関連付けながら進めたいと考えています。実施に当たっては、実証を行いながら、令和5年度から3年間で実装する計画です。資料15ページを御覧ください。令和7年度を取組を中心に事業の詳細について御説明します。まず、①データを活用した健康づくりについてです。ここでは、スマイルエイジング薬局やNPOとの連携、特定保健指導などの保健事業との連携を通じ、スマートウォッチなどのデータを活用した健康づくりを推進しています。この取組を通じて、スマートウォッチのデータに基づく市民の行動や運動と健康状態がどう関連付けられるのかを大学とともに分析し、スマイルエ

エイジングの事業に反映させることができると考えています。それぞれの参加者には、分析したデータを基に面談またはオンラインで健康相談や指導を行い、生活習慣の改善を促します。スマートウォッチの台数ですが、令和5年度から段階的に増やしており、令和7年度は150人が利用できるようにする予定です。大学と協議する中で、分析に必要な人数は100人を想定していることから、十分な数だと考えています。具体的には、健康増進課が行う成人病予防教室の参加者のほか、保険年金課が行う特定保健指導の該当者や、市民病院で行う糖尿病性腎症の重症化予防者など、健康リスクが高い人に対して重点的に参加を促します。また、広報紙等で生活習慣の改善に取り組みたい人を募集し、実施に当たってはスマイルエイジング薬局や保健師や管理栄養士が所属して地域の健康づくりに取り組むNPOと連携し、保健指導を担ってもらうことで、市内のいろいろな場所で、健康指導を受けられるようにします。令和7年度は、これまでの2年間の取組を踏まえ、本格的実装の段階に入ります。次に、②健康データを山口東京理科大学と連携して分析するについてです。これまで大学と協議を進めてきましたが、令和7年度は、実際に大学とともに、先ほど説明したスマートウォッチのデータのほか、市のビッグデータの分析に着手したいと考えています。詳細はこれからですが、スマイルエイジング事業の効果測定やデータ分析を実施し、その結果を市の施策に反映させてまいります。③データ連携基盤の段階的構築に関しては、更なる機能強化を予定しています。具体的には、リモートでの健康指導機能を追加し、チャットやWEB会議を活用したサポートを提供し、保健師や管理栄養士、薬剤師などの専門職が、より効果的に保健指導に使うことができるようにします。また、市民が自身のデータを入力したり確認したりするアプリをより使いやすくなるよう、スマートシティモチベーション維持につながるよう改善します。さらに、大学とともにデータ分析ができるよう、データを大学と共有するための機能の追加を行う予定です。来年度についても、大学、スマイルエイジング薬局、NPO、関係課と連携した取組を進めてまいります。資料16ページを御覧ください。この事業は令和5年度から取り組んでいます。

ので、これまでの評価と課題について御説明します。まず、データを活用した保健指導についてです。成果として、まず、歩数や消費カロリーを把握し、定量的目標設定をした上でデータを基にした個別指導が可能となりました。また、データ連携基盤の整備により、市だけでなくスマイルエイジング薬局やNPOの専門職とデータを共有するとともに、膨大なデータを分かりやすく分析や表示ができるようになりました。このデータ連携基盤を活用し、市内の様々な場所において健康指導を受けられるようにすることで、効果的な保健指導ができるようになっていきます。これについての課題ですが、参加者を増やすことができるよう、薬局やNPOに加え、企業などと連携し、保健指導への活用を広げる必要があります。スマイルエイジングの推進に向け、庁内、庁外ともに協創による取組を進めてまいります。次に、山口東京理科大学と連携したデータ分析についての評価としては、大学と連携し、来年度からデータ分析を進める環境を整えることができました。先ほども説明しましたが、令和7年度からは、スマートウォッチのデータに基づいた市民の行動と健康の関係分析、健康保険のビッグデータを活用した市の健康課題の分析を予定しています。課題ですが、データの収集・共有・活用に向けた課題が随時出てくるため、専門業者の支援を受けながら、その都度解決して取り組んでまいります。資料17ページを御覧ください。令和7年度の支出予算額ですが、山口東京理科大学と連携したデータ分析関連では、大学との連携やデータ分析に支援を受ける、官学連携・分析支援業務委託料が792万円、大学の先生への報償費が20万円です。データを活用した保健指導関連では、NPOなどへの健康指導に係る委託料が170万円、スマートウォッチやダッシュボード確認用端末の購入費が234万8,000円、通信運搬費が25万円、スマイルエイジング薬局への健康指導に係る委託料が39万円、消耗品費が13万円です。データ連携基盤の構築運用関連では、構築に要するシステム開発委託料が2,728万円、システムサポートに要するシステム運用支援業務委託料が914万8,000円、クラウド利用に要するシステム利用料が354万6,000円です。歳入ですが、財源として国のデジタル田園都市国

家構想交付金（地方創生推進タイプ）、現在の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が2分の1です。資料10ページにお戻りください。指標について御説明します。活動指標として、理科大と連携したデータ分析の進捗状況、さらに、スマートウォッチ等のデジタル機器を活用する中で、健康状態が改善した人数としています。また、成果指標として、理科大と連携したデータ連携基盤構築としています。引き続き、関係課や関係団体、大学と連携しながら取り組んでまいります。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇分科会長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 この事業は、令和7年度で終わるとのことですか。何か新たな事業に展開するんですか。いま一度確認したいと思います。

佐貫デジタル推進課課長補佐 現在、大学とのデータ分析を行おうとしております。令和7年度から始めようと思っているんですが、それが今後どういう展開になるかはやってみないと分からないところがあるので、現状ではまだその後の展開を描けていない状況になります。

大井淳一郎委員 現状を確認したいと思います。15ページで、利用者を増やしていこうという課題があるんですが、令和6年度は100人、令和7年度は150人です。実際、令和6年度は100人いったということでしょうか。まだ今年度は残りの期間がありますけれども、いかがでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 現在、健康増進課、保険年金課の事業と連携した事業や一般公募した事業でスマートウォッチの利用者を募集しております。職員が利用しているところもあるんですが、今は65名程度であり、100名には達していない状況です。

大井淳一郎委員 となると、令和7年度に150人という想定はちょっとまずいのかなと思うんです。あくまでも150人を目指すということでしょうか。令和6年度は、今のままでは100人は難しいかなと思うんです。

佐貫デジタル推進課課長補佐 現在の取組に加えて、企業の保健事業などと連携して、利用者を増やしていきたいと考えています。

白井健一郎委員 令和5年度の決算審査のときにも申し上げたんですけれども、データを集めて実際何をされたのかというと、主に日常生活における生活習慣病についてのデータを集めて分析なさったということなんです。令和5年度決算額は一般財源から1,500万円、国から1,500万円となっていました。これだけの結果しか出ないんだったらちょっと物足りない。私がこの事業について疑問に思っているのは、まずデータ収集の場面において、目的のないデータ収集が果たして許されるのか、可能なのかという問題なんです。例えば、生活習慣病の分析に使いたい、毎日の歩数とか体重とか血圧とかのデータを集めるのは分かるんです。しかし、ただデータを収集したいというだけでは、仮に市民の同意があったとしても許されないことなんじゃないかと思っています。目的があって、その目的に適したデータだけを収集できるのではないかと思っています。その点はどう考えますか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 参加する際に事業の目的とか、どういったデータを収集するとかを説明した上で同意を頂いています。事業の目的の一つとして生活習慣の改善に向けた取組、保健指導を行うというところが一つあり、もう一つが大学等で市の施策の向上のために分析をしていくというところもあります。もちろんこれは匿名化したデータという前提があります。来年度の取組にはさらに大学の分析が必要になってきますので、市民等に説明するときにはその辺を丁寧に説明していく必要があると考えております。

白井健一郎委員 繰り返しになりますが、データを収集する目的が何か、どういう分析に使うのかということがあってこそデータを集めることができるわけです。今はデータの時代ですからね。ビッグデータと言われるように集まれば集まるほどいいんだけど、同意があるからといって市民から健康に関する情報を何でもかんでももらえればいいという話ではありません。お話を伺っていて、その辺がちょっと釈然としないというか、めり張りがついていない気がするんです。まずデータが欲しいというのが見えてしまうんですよ。ですから、その辺のお話をもう一度伺います。

佐貫デジタル推進課課長補佐 健康に関するデータを頂いているんですが、歩数とか消費カロリーとか、あるいは測定した身長とか体重とか、必要なデータに限って頂いておりますので、不必要なデータを頂く予定はありません。

伊場勇分科会長 今、目的のないデータも取っているんですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 基本的には生活習慣の改善と大学との分析という二つの目的を示していますので、それに必要なデータを頂いています。

伊場勇分科会長 同意を得てデータを頂いているということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

白井健一郎委員 例えば、一日に何歩歩いたのかとか、体重がどう推移したのかとか、血圧がどうか、今の時代それくらいでは足りないんじゃないかと思うくらいなんです。例えば、情報数理科学科と提携して分析を進めたいとなったら、絶対にデータが必要になってきますよね。例えば、血液検査のデータをもらう場合に、それはいろいろな発展性がありますよね。歩数が幾らという以上の健康のあらゆるデータが出てきますよね。それを分析したいのはビッグデータのことがあるからだけで、そのビッ

グデータを集めたものを守るだけじゃなくて、市民のプライバシーの問題が絶対にあります。今回の予算でそこまで進むか分かりませんが、先ほど他の委員からも指摘があったように、一つの大きな流れとして大学と市が共同研究関係として動いているわけですから、その辺の考慮もこれから必要になってくると思いますけれども、どうですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 現状、保健指導に使うために、健診のデータも頂いています。そこに関しては、もちろん本人の同意があって、本人がマイナポータルから出したものを頂いているんです。健診のデータの中には血液検査のデータも入っていますので、それが大学との研究に必要ということになれば、その辺を明確にする必要があると考えております。

岡山明委員 今、白井議員が言われたとおりなんですよね。令和7年度は3年目ということで、データの分析という表現が出たんですね。このデータの分析をして、結局、市民にどういう影響があったか、健康面でどういうアプローチをしたかという部分が分からない。3,000万円ぐらいお金を出しているんだから、必ずその辺を示さないとおかしいでしょう。大学で解析までしてきたという状況で、市民に還元されないという事業自体に問題があると思うんですよ。もう3年目ということで、ある程度市民に対してのアプローチも検討して、こういうふうに市民に還元しますという形を示すと。予算を出すんだから、その辺もやっぱり改善していただきたいと思っているんですが、その辺の考えはどうですか。

伊場勇分科会長 岡山委員、今、スマートウォッチを使って使用者のデータを集めています。その使用者以外にも還元すべきという話ですか。例えば、こういう場合にはこういう状況ですので気をつけましょうというような取組をするのかどうかということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。そういうことらしいので、お答えください。

佐貫デジタル推進課課長補佐 市民の方への還元というところでは、今回のデ

ータを分析することで、それを市の施策の改善につなげていきたいというのがデータ分析の目的の一つになりますので、そういった結果につながるように、大学と共にやっていきたいと考えています。

岡山明委員 スマートウォッチを使って事業を行ったという状況で、150人に対してはそれだけの対応ができた。それ以外の市民に対しては、この予算を使ってどういうふうに還元するのか。市民の健康が維持できた、増幅できたという事業の成果は出るのか。3年間の総括として、この1年間でどういうふうに回答を出していくのか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 参加者には保健指導によって直接サービスを提供します。それに加えて、分析は市の施策や事業の見直しや改善のための分析になります。市の施策の改善をもって多くの市民の健康に、スマイルエイジングにつながるようになれば、この事業の目的は達せられるのではないかなとは考えております。

大井淳一郎委員 データの分析には、生成AIなども活用していくという考えでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 これは予算と関係ないですが、アドバイザーである日本情報通信と連携して事業をしております。その中で一つ実証的にやってみたいという提案を受けておまして、その一つが食事のデータ分析となります。食事の内容を聞くなどはなかなか手間がかかると思うんですけど、写真を生成AIで分析できないかという提案を受けておりますので、来年度に実証的に取り組んでいきたいと考えております。

森山喜久副分科会長 このたびはスマートウォッチを何台購入する予定ですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 現在100台持っておりますので、残り50台ほど購入する予定です。

森山喜久副分科会長 目標値の150人に合わせていくと。スマートウォッチを持っていらっしゃる方もいるので、その分人数をプラスすることも考えられると思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 来年度、市民向けのアプリを改修しようということを日本情報通信と話しております。今はスマートウォッチと市のデータ連携基盤がつながるようになっているんですが、今後は、スマートウォッチからスマートフォンに連携されたデータを取るように変えていこうと考えております。となると、市民が持っておられるスマートウォッチを使うこともできるようになります。

森山喜久副分科会長 15ページの右下、市民が使いやすいアプリかどうかということが3年目の課題にもなるのかなと思うんです。3年目ということで、令和7年度である程度めどを立てる予定なんではないでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 お見込みのとおりです。

森山喜久副分科会長 令和8年度以降のことで気になるのは、スマートウォッチ150台を今後どう使うのかということです。そして、市民向けのアプリであれば、開発や利用料などをどう考えているのか、聞かせてください。

佐貫デジタル推進課 来年度までに構築したものを特定保健指導などに継続的に利用できるようにしていきたいと考えております。

伊場勇分科会長 健康・医療のデータ連携には様々な可能性があって、より進んでいくものだと思います。健康管理にスマートウォッチ、スマートフォン、生成AIなどをどんどん取り入れるべきだと思うんです。これがひとつ市の実績となって、基盤となって、またいろいろなところと連携

していくんです。今はNPOと連携されていますね。もう少し広めていく考えはないですか。関係する団体や分野を少し広げるような方針はありますか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 分野というのが保健に関する分野なのか、それ以外なのかというところでも変わってくると思います。今、市の保健事業がNPOと連携していますので、その連携は継続します。また、まだできていない企業との連携については、企業も保健事業をされていますので、そういうところとの連携は必要になってくると思います。保険分野に関して、それ以外の利用は現在のところは想定しておりません。

伊場勇分科会長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）審査事業2番の質疑を終わります。ここで昼休憩を取りまして、13時15分からは総務文教常任委員会です。分科会は、委員会終了後に再開しますので、よろしくお願ひします。ここで暫時休憩します。

---

午後0時12分 休憩

---

---

午後1時25分 再開

---

伊場勇分科会長 休憩を解きまして、一般会計総務文教分科会を再開します。審査番号⑧、消防課に係る部分です。常備消防費と非常備消防費です。委員からの質疑を求めます。

森山喜久副分科会長 先般、総務文教分科会を起点として、消防団の防火服関係の附帯決議を出しております。その後の状況を説明してください。

吹金原消防課長 消防団の防火衣につきましては、現在取り組む予定としております。なお、選定に当たってはISO基準に準じたものを考えており

ます。今後、検討を重ねて取り組む予定としております。

森山喜久副分科会長 今回の件は消耗品費の中に含まれると思ってよろしいでしょうか。

青木消防課消防団係長 お見込みのとおりです。

森山喜久副分科会長 このたび一気に全部変更されることはないと思うんです。何か年計画か、教えてください。

青木消防課消防団係長 3か年計画で予定しております。

笹木慶之委員 251ページ、12節委託料について、設備保守委託料と消防団員の健康診断の委託料について説明してください。

伊場勇分科会長 まず、設備保守委託料から説明をお願いします。

青木消防課消防団係長 デジタル無線の保守と埴生分団庫の浄化槽の維持管理業務になっております。

伊場勇分科会長 これに対して質疑はないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ではもう一つ、消防団員の健康診断委託料について説明をお願いします。

青木消防課消防団係長 消防団員の健康診断委託料は、65名分ほど予算として計上しております。例年どおり市民病院で行う予定としております。

笹木慶之委員 それは分かるんです。65人の消防団の健康診断の対象者というか、具体的にはどういうことなんでしょうか。

青木消防課消防団係長 個人事業主や職に就かれていない方々をメインとして

おります。

笹木慶之委員 253 ページ、消火栓負担金について、内容の説明があれば教えてください。

青木消防課消防団係長 消火栓負担金については、水道局が行う工事に伴い、令和7年度は20基の消火栓を改修するように予定しております。それ以外のところでの修理も発生しますので、そちらも合わせて計上しております。

笹木慶之委員 20基プラス修繕が必要な箇所ですね。主にどのような修繕があるのですか。

青木消防課消防団係長 修繕につきましては、消火栓本体に関わるのではなくて、例えば蓋の音がするなどを改善する形にしております。20基につきましては、水道局の工事に合わせて行います。資料はありますが、予定されている箇所を今すぐ出すことができませんので、後ほど回答します。

笹木慶之委員 私が申し上げたいのは、消防力の強化のためには、消火栓の管理をしっかりしておかないといけないので、万全を期してもらいたいということです。だから、チェックをかけて改めるものは早く改めてもらって、市からの負担金で早く行うようにお願いしたいと思います。

大井淳一郎委員 工事請負費4,668万円の内容についてお答えください。

縄田消防課主査兼消防庶務係長 253 ページの工事請負費につきましては、埴生出張所整備事業に係る外構工事に係るものが1,300万円です。それから、新出張所に移った後の現在の出張所の解体工事が3,267万円です。それから、須恵分団庫の修繕工事が101万円です。

大井淳一郎委員 新しい埴生出張所の稼働はいつぐらいからになりそうですか。

縄田消防課主査兼消防庶務係長 現在、建設工事は予定どおり進捗しており、建屋はほぼ建っております。今、完成検査に向けての最終調整や書類整理を実施しているところです。新出張所での業務につきましては、現在、消防組合が実施している通信指令センター更新工事の進捗状況に合わせて、令和7年の9月からの業務開始を予定しています。

伊場勇分科会長 先ほど笹木委員からあった質疑の回答をお願いします。

青木消防課消防団係長 消火栓20基の具体的な工事場所として挙がっていますが、高須、須田の木、高千帆、鴨ノ庄、くし山、日の出、正寺、寝太郎、稲荷町、千代町、浜河内、新生1丁目、港町、郷となっております。それぞれ1基ずつではなくて、2基ある箇所もあります。

岡山明委員 消防は山陽小野田市と宇部市にあります。分担金の割合は、プランと同じで、山陽小野田は34%、宇部市は66%ですか。

縄田消防課主査兼消防庶務係長 お見込みのとおりです。

岡山明委員 宇部市と山陽小野田市の消防団員数と組合数を教えてください。  
(発言する者あり) 了解しました。251ページ、今年度の消防費は10億円と出ています。山陽小野田市では、1人当たり幾らぐらいの消防費になりますか。単純計算では1万8,000円ぐらいですね。

縄田消防課主査兼消防庶務係長 消防組合の予算につきましては、令和6年4月1日現在で、1人当たり1万7,472円です。

岡山明委員 今回、岩手県大船渡市で大規模な山林火災がありました。今後も

火災が発生する状況において、この消防費の金額は、例えば岩手県大船渡市みたいな大火災が発生した場合、消防施設の設備費が要ると思いますが、どういう形で消防費が増えるか減るか、もし分かればお聞きしたいです。（発言する者あり）消防組合の話なのか、県の話なのかがよく分からないから、組合としての話を聞ければと思っています。（発言する者あり）

伊場勇分科会長 ほかに質疑がある方は挙手をお願いします。それでは、消防費に係るところの質疑を終わります。続きまして、審査番号⑧の議会費です。58ページから63ページの上までです。質疑がある方は挙手にてお願いします。

白井健一郎委員 12節委託料の会議録反訳調製業務委託料について、会議録の反訳は90%ぐらいの出来で戻ってくるわけですか。その後のチェックが必要ですか。

中村議会事務局次長 率というとなかなか正確には言い難いです。こちらとしては、1校の時点で修正が少ないようなものを極力求めています。昔は95%以上97%程度の精度のものをくださいということを口頭で委託している業者である議事録センターに指示したことはあります。それを一度見た後、議会事務局議事係内まで一度校正して、委託先にお返しします。それを反映したものが返ってきて、2校は議長まで決裁して、そこで修正したものを最終的に会議録として製本して納品してもらっています。

伊場勇分科会長 議事録検索業務委託料が1割程度上がっていますが、これは経費の関係で上がったのですか。

中村議会事務局次長 全部で六つの委託料があるんですけど、データベース業務委託料以外は全て少し値上がりしています。例えば、単価で言うと、

議事録作成が約1万円、議場システム保守が5,000円上がっています。これが1か月分の上がり幅なので、12か月分に消費税を加えた金額が上がります。昨今の人件費高騰が原因と思われます。

森山喜久副分科会長 講師謝礼が減額になっている気がするんですけど、その説明をお願いします。

中村議会事務局次長 これは講師1人につき謝礼が15万円ということで、令和6年度は3回分で45万円だったんですけど、このたびは2回分の予算の確保となりまして、1回分を減額しております。

笹木慶之委員 あえて聞きます。59ページ、共済費中の議員共済会負担金のことを教えてください。

中村議会事務局次長 一般議員の議員報酬が38万円になりますので、これに負担率を掛けて12か月分を計算し、それに議員の人数を掛けたものがこの金額となります。21人分を計算しています。この率は、令和6年は29.3%、今年7年度は26.9%ということで2.4%減と、昨年度よりは下がっております。

笹木慶之委員 それは率が下がったということですか。

中村議会事務局次長 2.4%下がりました。

伊場勇分科会長 旅費規程について、公務や視察に行くとき、宿泊にかかる1日の上限額は1万3,100円となっています。特に東京では1泊1万3,000円で泊まれるところは少なく、手出しがあると思います。規程を見直しする時期になっていると思います。それについて、今、どういう考えで取り組まれているのか、教えてください。

中村議会事務局次長 旅費については、基本的には人事課が取り扱います。予算要求上は、それを見越して、法や市の手引き等の改正等もいろいろあるんでしょうけれども、議会事務局の議会費の中の費用弁償における部分については、議長公務で8回東京に行く計算でしたので、その分については増額して要求し、それが通っております。実質は1回につき約6,000円プラスで、8回分を増額しております。

伊場勇分科会長 そのほかの質疑はいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、議会費の部分の審査を終わります。ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

---

午後1時31分 休憩

---

---

午後1時40分 再開

---

伊場勇分科会長 それでは休憩を解きまして、総務文教分科会を再開します。午前中の審査に引き続いて、企画課、財政課、デジタル推進課の所管部分です。予算書から審査します。70ページから73ページまで、4目情報管理費と6目財政管理費から質疑を求めます。

大井淳一郎委員 71ページ、13節使用料及び賃借料の管路マンホール使用料の中身を教えてください。

村上デジタル推進課長 管路マンホール使用料は、市のイントラネットの光ケーブルが地下のマンホールに入っている部分が一部ありまして、そちらの使用料になっております。

森山喜久副分科会長 同じく71ページ、10節需用費、消耗品費は令和6年度予算と比べて結構上がっていると思いますので、説明をお願いします。

村上デジタル推進課長 消耗品費の増額につきましては、令和7年度に住民情報系の端末を交換することになっており、ディスプレイののぞき見防止フィルターが端末ごとに必要になってきますので、それを200万円ほど計上しております。

森山喜久副分科会長 今説明があったディスプレイのフィルターは、どれぐらいの数を入れるものなんですかね。

村上デジタル推進課長 更新台数は210台ぐらいですけれども、今後精査して必要なところに置くということで、現状では150台ぐらいを見込んでおるところです。

伊場勇分科会長 71ページ、ソフトウェアライセンス料について説明してください。

村上デジタル推進課長 ソフトウェアライセンス料は、マイクロソフト365の使用料です。行政系端末を更新したときに、3年間の契約をしております。来年度が更新時期なので入札等をしますので、その分の金額となっております。

森山喜久副分科会長 13節使用料及び賃借料について、今までは回線使用料があったと思うんですが、それがなくなっているように思います。その辺を説明してください。

村上デジタル推進課長 回線使用料として挙げておりましたが、来年度からは変更して、役務費の中の通信運搬費に入っております。

森山喜久副分科会長 その理由を教えてください。

村上デジタル推進課長 内部で協議した中で、今までは回線使用料にしておっ  
たんですけれども、通信運搬費のほうがよいであろうということで、こ  
のたびから変わりました。

森山喜久副分科会長 昨年度の通信運搬費は294万4,000円で、今年度  
は317万3,000円です。要は20万円ぐらいしか上がっていない  
中で、昨年度85万4,000円だった回線使用料も賄えるのかどうか、  
どうですか。

村上デジタル推進課長 昨年度はガバメントクラウドの主要回線の使用料とし  
て85万4,000円を計上しておりました。

伊場勇分科会長 そのほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
次は74ページ、財産管理費です。

森山喜久副分科会長 75ページ、24節積立金の財政調整基金を説明してく  
ださい。

別府財政課長 これは基金の利息運用収入に係るもので、520万4,000  
円全額が利息による収入となっております。

森山喜久副分科会長 今の基金残高を教えてください。

別府財政課長 令和7年度末における予算上の残高は、23億1,306万3,  
000円となっております。

笹木慶之委員 75ページ、委託料中で草刈り等委託料150万円が計上され  
ています。これはどういう内容なんでしょうか。

磯山財政課管財係長 こちらは主にシルバー人材センターに委託しているもの

です。市有地の草刈りに伴う予算と雑木の処理に係る予算となっております。

笹木慶之委員 どういう場所をどのように管理しているのか、もし分かれば教えてください。

別府財政課長 市が持っております普通財産における草刈りの管理委託としております。主なところを申し上げますと、小野田南部として老人ホーム横の市有地が約7,300平方メートル、小野田北部として小野田橋の西側辺りの小さい市有地が80平方メートル、埴生消防署西側の市有地が470平方メートル、前場川を挟んでレッドキャベツ付近の市有地が350平方メートル、以上をシルバー人材センターに草刈り委託をしており、その委託料となっております。

伊場勇分科会長 歳入について、特定財源や一般財源の所管課回答部分については、ここで質疑をしてください。

森山喜久副分科会長 財政調整基金積立金について、令和6年度予算に比べて減り過ぎていると思うんですが、その理由を教えてください。

別府財政課長 昨年度は1億5,000万円程度の積立金があったと思いますが、このうち1億5,026万9,000円は理科大における積立金の積み戻し分です。平成29年に、一般会計から理科大の建設基金に財政調整基金を約8億円繰り出した際の積み戻し金を何年かに分けて返していただき、これが令和6年度で完済となりましたので、令和7年度予算ではこの部分が計上されておられません。

森山喜久副分科会長 財政調整基金の関係で、このたびの当初予算では、財政調整基金をかなりの額充てて予算を組立てているんです。本来、財政調整基金をどれぐらい残すべきなのか。財政課としてどのように考えてい

るか、教えてください。

別府財政課長 決算書には決算時点での財政調整基金の残高が載りますので、この数字がはっきり記憶に残っているんじゃないかと思うんですが、令和5年度決算時点では48億円弱ありました。家計も同じだと思うんですが、ためるのは難しくて使うのは簡単ですので、少しでも多く財政調整基金は残高を持っておきたいとは思っておりますが、明確な数字での目標は掲げておりません。

森山喜久副分科会長 一般的に予算全体の10%程度が一つの目安と聞かれます。そこで言ったら本市もクリアしているとは思いますが、ただ、今回の当初予算で入れて、21億円程度しか残っていないのであれば、やっぱり不足しているとも思えるんですよ。その辺はどういうふうにお考えですか。

和西企画部長 明確な目安は設けておりませんが、年によって施策を打っていかねばいけない年もございます。そういった中で、財政調整基金は減るときもあれば増えるときもあるものです。ここ数年は、市民生活を支えるための施策を打っていくということがございまして、財政調整基金を取り崩した予算を組んだと御理解していただければと思います。

笹木慶之委員 1点だけ確認しておきます。財産管理費の中で管理するのは普通財産であって、行政財産ではないですね。財産区分は、行政財産と普通財産しかないと思うんだけど、その二つで大丈夫ですか。

別府財政課長 おっしゃるとおりです。

笹木慶之委員 普通財産以外の行政財産の管理は、ほかの費目で管理しておると理解していいですね。

別府財政課長　そうです。財政課で予算要求する部分は、普通財産における管理委託料になっております。

伊場勇分科会長　そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、9目企画費で、デジタル推進課と企画課が関わる部分についての質疑をお願いします。

白井健一郎委員　1節報酬に行政改革推進審議会委員に対する報酬があります。この審議会は、昨年度には何回開かれたんですか。

福田企画課主査兼行政経営係長　本審議会につきましては、昨年度は予算措置はさせていただいておりましたけれども、審議会にかける案件がございませんでしたので、昨年度はゼロ回となっております。

白井健一郎委員　行政改革といえば名前はいいんですけれども、果たして何を目的とした行政改革なのかというところをお聞きしたいと思います。

和西企画部長　行政運営の効率化だけではなく、市民サービスの向上もあり、この二つが柱であると思います。

大井淳一郎委員　予算がついているということは、審議会は開かれる予定だと思うんですが、テーマは定まっていますか。

工藤企画課長　行政改革につきましては、次期プランなどの検討も含めて進めていきたいと思っております。新年度においては2回開催分ほど報酬を計上しております。

伊場勇分科会長　テーマは今のところ具体的には決まっていないけども、2回開催する予定ということですね。

森山喜久副分科会長 77ページ、10節需用費に印刷製本費が計上されていますので、その説明をお願いします。

木藤企画課政策調整係長 令和7年度は総合計画を改定する予定ですので、こちらを製本する際の印刷製本費を計上しておるところです。

工藤企画課長 今回の件を補足します。印刷製本費150万8,000円のうち企画課が所管しているものは、121万円分となっております。残りの額はシティセールス課所管の製本費となります。

大井淳一郎委員 総合計画の後期計画を立てていく上で、審議会を開かないのかと思ったんですが、どのようなプロセスで後期計画を作られる予定でしょうか。

工藤企画課長 策定に当たって、庁内では、市長、副市長、部長級の会議である策定本部会議がございます。そして、実際の中身の検討については課長級の幹事会をもって行うというところで進めているところです。また、新年度入りしましたら、市民の方等に御意見を伺う場を設定したいと思っております。費目でいうと、77ページの報償費の中で計上しているところです。

森山喜久副分科会長 報償費は、何人分でどれぐらいの額を予定しているものなんですか。

木藤企画課政策調整係長 報償費につきましては6回程度予定しているんですけども、20名で6回分として、1人当たり1回2,000円で計上しているところです。

白井健一郎委員 2,000円の報酬が出るという会議というのは、まだ仮称なんでしょうけど、どういうタイトルで集められるんですか。

工藤企画課長 後期基本計画の策定に当たり、総合計画策定の市民委員会、市民会議というような名称で行いたいと考えております。常設されているものではございませんので、名前についても正式には今後決めるということになります。市民を委員にお迎えして意見交換する場ができればと考えています。

森山喜久副分科会長 79ページ、12節委託料の一番下、健康相談指導業務委託料209万円について説明してください。

佐貫デジタル推進課課長補佐 これは午前中に説明させていただいた理科大との協創事業に係るNPOやスマイルエイジング薬局への委託料になります。

伊場勇分科会長 そのほかに質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、企画費は終わりました、次は大学費です。

大井淳一郎委員 補正予算の審査のときに質疑すると予告した部分を聞かせていただきます。駐車場やテニスコートの関係が繰越明許費となって新年度に取り組むんですが、補正予算審査時の計画平面図のうち、令和7年度は何をやるということなんでしょうか。

大坪企画課主幹 テニスコートの駐車場部分はもう完成しております。現在、北側のテニスコートの整備を行っているところです。

大井淳一郎委員 地盤改良は終わったんですか。

大坪企画課主幹 地盤改良につきましては、南側駐車場の外回りとなっておりますので、もう完了しております。

大井淳一郎委員 先ほど言われたことだと、3億円ぐらいかかることにはならないと思うんですが、実際にはどうなんですか。要は、繰越明許費となった分の1億円程度だけかかるということですよ。

伊場勇分科会長 予算上でどの辺りに計上されているのかも含めて回答してください。

大坪企画課主幹 予算書135ページ、18節負担金、補助及び交付金の施設整備補助金の中で、駐車場、テニスコートの整備費用を計上しております。予算額は4億4,729万3,000円ということで、令和6年度補正予算では減額させていただきましたが、こちらで1億485万円増額させていただいております。増額の一番大きな要因は、地盤改良によるものとなっております。令和6年度予算におきましても地盤改良の費用は計上しておりましたが、地盤改良の深さとか方法とかが変わりましたので、より深く地盤改良を行うことになりましたので、令和6年度のと比べて、地盤改良に係る工事費として約3,800万円が増額となっております。

大井淳一郎委員 駐車場はもう使っている感じもするんです。まだ使用に支障があるならば、いつぐらいから稼働できるかについてお答えください。

大坪企画課主幹 駐車場につきましては、令和6年10月に工事が完了しておりますので、もう供用を開始しております。テニスコートにつきましては、工期が延びまして、このたび予算を落としたという経緯がございますので、令和7年7月完了予定としております。

森山喜久副会長 135ページ、18節負担金、補助及び交付金の授業料等減免補助金の説明をお願いします。

大坪企画課主幹 授業料等減免補助金は、令和2年度から始まりました国の制

度になります。こちらにつきましては、市民税の非課税世帯及びそれに準ずる世帯が対象だったんですが、令和7年度からは制度が拡充されております。令和6年度におきましても拡充したんですが、それをさらに拡充した形になっております。令和6年度は、被扶養者が3人以上の世帯や多子世帯については、非課税世帯よりもちょっと収入がある世帯、いわゆる中間層と呼ばれる世帯に対しても4分の1の減免という取扱いになっておりました。これが令和7年度にはさらに拡充いたしまして、被扶養者が3人以上の家庭につきましては所得制限なしで全額減免という取扱いになりますので、予算額が増えているところです。

白井健一郎委員 多子世帯の場合は、第三子以降が全額免除ってことですか。

大坪企画課主幹 子供が3人以上いらっしゃれば、被扶養者が第一子であろうと、第二子であろうと、第三子であろうと関係ないです。

森山喜久副会長 対象人数は分かりますか。

大坪企画課主幹 入学金については、全体で69人と見込んでおります。その中で多子世帯は20人と見込んでおります。授業料については、全体で279人と見込んでおりました。多子世帯はそのうち92人と見込んでおります。

森山喜久副会長 昨年度の同じ時期と比べて、対象人数は横ばいですか、減りましたか、増えましたか。

大坪企画課主幹 制度が拡充しておりますので、人数は増える見込みとしております。

森山喜久副会長 12節委託料の関係で、警備委託料と設備保守委託料がそれぞれ新設されていますので、説明してください。

大坪企画課主幹 今、厚狭高校の南校舎を県から市に譲っていただく手続を取っているところです。県が予算化しているものを参考にして、機械警備と、また、キュービクルがありますので、自家用電気工作物の保安委託を予算化しております。

森山喜久副分科会長 今言われた厚狭高校関係でかかってくる予算は、警備委託料と設備保守委託料の2件ということでしょうか。

大坪企画課主幹 10節需用費の光熱水費もその関係となっております。

森山喜久副分科会長 光熱水費は、全額がその関係ですか。

大坪企画課主幹 電気代100万円、水道・下水道料金30万円で計130万円としております。こちら厚狭高校から実績を頂いて予算計上しております。

大井淳一郎委員 137ページ、公立大学法人運営基金積立金です。2億1,800万円ぐらい積み込んで、12億8,421万7,000円とあります。これは順調に積み上がっていくんですが、何か基準があるんですか。

大坪企画課主幹 こちらの基金につきましては、大学分として交付される普通交付税から施設整備補助金や運営費交付金等の歳出を差し引いた余剰額の積立てをしているところです。財政調整基金への繰戻しがなくなったというところ、また、学生数が増えている関係で普通交付税が上がっているところなので、2億円程度確保できています。学生数がまだまだ増えますので、学生数が確保できるのであれば安定的に積立てができるものと考えております。

大井淳一郎委員 135 ページ、運営費交付金は、数理情報学科や薬学部・工学部に順調に学生が入っていく関係で前より増えていると理解してよろしいでしょうか。

大坪企画課主幹 運営費交付金につきましては、前年度から約2億円増えております。こちらは人件費のベースアップとか、図書館費の雑誌が高騰しているとか、そういった物価上昇の影響等がありまして、令和6年度予算と比べて上昇しているということです。

大井淳一郎委員 学生1人当たりの交付金額は、減っているんですか。

大坪企画課主幹 学生1人当たりの単価につきましては、トップランナー方式ということで、一時期は毎年減額されていたところですが、しかし、令和4年度以降はずっと横ばいが続いておりまして、特に減額になっているというところはありません。

白井健一郎委員 非常に質問しづらいところなんですけど、大学の財政を考えるにはどこの数字を見たらいいのか。要するに、学生数に応じて補助金が市に入ってきて、それが大学に流れると。そして、授業料減免といっても、直接影響がないように国からも補助金が出るという話がありました。今、大学院の人数をどんどん増やしていますし、令和9年度には厚狭校の南校舎のところに新しい学部もできるということで、どんどん拡大方向にあると思うんです。議会側として、どの数字に着目すれば安心できるのか、質問しづらいんですけども、どうお答えになりますか。

大坪企画課主幹 分かりやすいのは、137ページの公立大学法人運営基金積立金になろうかと思えます。こちらは交付税として頂く額から歳出を引いた余剰金を積み立てるものなので、これがプラスであるということは、学生数を満たしていて、また、収入が歳出を上回っていることとなります。

伊場勇分科会長 18節の施設整備補助金について、テニスコートと駐車場のところは4億円幾らと聞いたんですが、それ以外にも大きなものが何かあると思うんですが、その点について説明をお願いします。

大坪企画課主幹 大学のほうで二つほど改修事業を計画されております。一つは体育館の天井の改修についてです。体育館は、昭和62年の開学時期からありますので、38年ほどたっているんですが、天井を改修しておりませんで、天井のシートが破れて見栄えが大変よくないです。体育館で入学式とか卒業式とかが行われるので、大学から、ここはきれいになりたいという大変強い意向がございましたので、その改修費用が1億円強となっております。もう一つは、特別高圧受電設備の整備になります。こちらについては、現在、学生数が増えておりまして、それに伴って研究機器も増えて、使用電力量が増加傾向にあります。大学からは、今後とも増加していく見込みなので契約電力を上げたいということで、大学と中国電力が協議して、そのように対応するには供給側の電圧を大きくしないといけないということで、それに見合った受電設備の整備が必要であることから、こちらに計上しております。

伊場勇分科会長 それは幾らですか。

大坪企画課主幹 2か年の事業となっており、合計3億8,550万円となっております。令和7年度は前払金ということで、1億6,080万円計上しております。

大井淳一郎委員 体育館の天井について、アスベストなどは想定されていませんか。

大坪企画課主幹 体育館の工事につきましては、破れているシートの上に幕を張る工法を考えておられるようです。これから仕様を固めるようで、も

しアスベスト等の対応が必要であれば、適宜法律にのっとって対応されるとお伺いしております。

伊場勇分科会長 そのほか大学費の質疑はよろしいですね。ないようであれば、次に行きます。公債費と予備費の質疑はよろしいでしょうか。質疑はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号①を終わります。職員入替えのため、ここで暫時休憩します。

---

午後 2 時 2 0 分 休憩

---

---

午後 2 時 3 0 分 再開

---

伊場勇分科会長 それでは、休憩を解きまして総務文教分科会を再開します。審査番号②は市民活動推進課に係るところでございまして、審査事業が二つありますので、まずそちらから審査します。審査事業 3 番、地域運営組織推進事業について、執行部の説明を求めます。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 審査番号 3 番、地域運営組織推進事業について説明します。予算審査資料 1 8 ページをお開きください。この事業は、総合計画中期基本計画の重点施策 1、地域を創る（1）新たな地域づくりに位置づけています。事務事業名は地域運営組織推進事業で、その事業概要は、「持続可能な地域社会の実現に向け、R 6 年 9 月に市内全地区で地区運営協議会（地域運営組織）が設立されました。この協議会の円滑な運営と活動を進め、更なる充実を図っていくため、財政的支援及び人的支援を実施するもの」であります。事業の対象は、地区運営協議会、地域住民・団体で、手段は、財政的・人的支援、人材育成、事業の意図は、住民が主体となった地域課題解決への取組の推進です。活動指標は、1 1 地区の協議会の各部会を含めた会議及び研修会開催回数として 2 2 0 回、成果指標として 1 1 地区の協議会の実施事業数 2 7

0回としています。事業の妥当性・有効性・効率性の評価点は、39点です。事業の内容及び予算につきましては、資料21ページをお開きください。地域づくり交付金交付事業は、地区運営協議会による地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対する財政支援として交付するものです。内訳は、資料22ページをお開きください。交付金の算出方法は、令和6年度と同様となります。令和7年度の交付金予算額は、令和6年度10月1日時点の人口を基準として算出しており、令和5年10月1日と比較すると、全人口は減少しているものの、75歳以上の人口が増加していることから、総額として18万5,000円増の1,932万1,000円としています。この地域づくり交付金に、同資料中段にあります地域づくりプロジェクト事業費を令和6年度と同額の660万円を加え、地域づくり交付金交付事業の予算額を2,592万1,000円としています。資料21ページにお戻りください。続いて、地域づくり政策アドバイザー設置事業について説明させていただきます。当事業は、地区運営協議会の運営・活動を円滑に進め、かつ充実させるため、地域づくり政策アドバイザーを設置し、継続的にサポートする体制を整備するものであります。アドバイザーは、地区運営協議会の形成前からアドバイスいただいておりますNPO法人市民プロデュース理事長の平田隆之氏にお願いしたいと考えています。業務の内容は、職員等の関係者を対象とした研修会の実施、地区の実情に合わせた各地区事務局への個別支援、広報やプロジェクト事業などのテーマ別の支援、行政支援など、協議会の運営と活動のさらなる充実のための指導や助言をお願いしたいと考えています。予算額は、令和6年度と比較して27万8,000円減の257万4,000円としています。下段、地域運営組織運営支援事業は、地区運営協議会に対して、運営・活動に関する研修や視察等を行うための経費、消耗品等の経費として、14万2,000円としています。これらの三つの事業を地域運営組織推進事業として、合計2,863万7,000円を計上しています。財源としましては、地域運営組織の運営支援に対する交付税措置普通交付税及びこれを上回る経費については、特別交付税が措置され

る見込みであり、措置率2分の1に財政力補正を乗じた金額となります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇分科会長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 まず、地域づくり交付金、資料22ページです。いわゆる基礎額100万円に人口割と後期高齢者割を掛けた計算式で、おおむね昨年度と変わらないということです。今年度についてはまだ決算が終わっていないので暫定的なものになるんですが、この一括交付金の使われ方はどうですか。まだ渡しただけで事業報告は上がっていないという段階なんでしょうか。

柿並市民活動推進課主査 おっしゃるとおり、事業報告に関してはまだ報告が出てきていないので、詳細についてはこれからということになります。

大井淳一郎委員 前にも質疑があったかもしれませんが、余った場合はどうなるのですか。返還なのか、渡し切りなのかを確認したいと思います。

柿並市民活動推進課主査 事業報告に関しては、令和6年3月31日をもって作成となります。実際に御報告を頂くのは、各地区の総会で事業報告事業計画等の承認を得た上で提出していただくようになります。ただ、事前の確認等をしたいため、確認のための早めの提出はしていただく予定としております。繰越しについては、地域づくり交付金として交付させていただいた交付額の30%に関しては繰り越せるとさせていただいており、それを超える部分に関しては返還となります。

大井淳一郎委員 同じページ、地域づくりプロジェクト事業費は、令和6年度もあったと思うんです。現段階で執行されたのかどうかについてお答えください。

柿並市民活動推進課主査 地域づくりプロジェクト事業に関しては、実際に申請があつてから交付させていただくものになりますので、申請があつたものに関しては交付済みです。

大井淳一郎委員 個人名、団体名までは言わなくていいんですが、どういった事業に対して申請があつて、どれぐらいを交付されたのかについてお答えください。

柿並市民活動推進課主査 今年度に関しては、地区運営協議会がホームページをつくりたいということで、ホームページ開設のための予算を30万円交付し、また、特産品の開発ということで農業用倉庫等の購入や果樹の苗の購入等による申請にも30万円を交付させていただいておるところです。そのほかにも、環境美化推進事業ということで、自走の草刈り機を購入されて、それを使うだけではなくて、地域の方へ貸出しをされて美化活動に努めてらっしゃるといふような事業の申請が上がってきているところです。

森山喜久副分科会長 繰越しは30%までという話だったんですけど、これは翌年度1回きりという理解でいいですか。

柿並市民活動推進課主査 翌年度1回のみとなります。

森山喜久副分科会長 1回繰り越して、次の年に精算して、次の年にまた繰り越すことはあり得るといふことですか。

柿並市民活動推進課主査 翌年度へ繰り越す際には、次の年度にどのように使うかという用途を記入していただいた上で繰越しをさせていただくような形にしています。それは使い切らせていただいて、翌年度の繰越しに関しては、当年度の繰越し分のみを認める形で対応しております。

森山喜久副分科会長 地元でもっと大きな事業をしたいというときに、地域づくりプロジェクトでやっていくのか、その辺はどうなのでしょう。

柿並市民活動推進課主査 積立てについての質疑ですね。申し訳ありません。繰越しのことと勘違いしておりました。積立てに関しては、5年以内での積立てができるようになっております。地域づくり交付金の概要の一番左下の欄に記載しております。

大井淳一郎委員 本会議でも質疑がありましたが、地域内でライドシェア的なものを行った場合、30万円では足りないという話がありました。そのときの答弁は、別に何か考えたいといったものでした。その意図についてお答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 地域プロジェクト事業につきましては、地域の課題解決に向けた新たな取組をやっていただくための財政支援として設けております。これだけでは足りないというケースというよりは、新たな事業を起こすに当たって、国、県等の支援も含めて様々な支援制度がございます。こういったところを活用しながら地域への支援をさせていただきたいと考えております。

篠原協創部長 先の本会議での答弁の意図としたところは、地域だけの取組ではなくて、市が大きく関与しなければならないとか、市も一緒にやるのかというような大きな事業という言い方でした。そういった場合には、この30万円の範囲内ということではなくて、別の事業を立てて検討させていただきたいという答弁をさせていただきました。

白井健一郎委員 18ページの事務事業調書は、どの事業もこの様式でつくられていて、それに文字を入れることになっているので非常に分かりにくいんです。中段の活動指標の2番目、令和7年度の「協議会の会議、研修会の開催回数」を目標として、220回とあり、その下に成果として

実施事業数が270とあります。この根拠を教えてください。

伊場勇分科会長 まず、協議会の会議と研修会の開催の回数は、なぜこの数字なのかを教えてください。

柿並市民活動推進課主査 社会教育課公民館係長 各地区運営協議会において、部会がそれぞれ形成されております。その部会の数は、全11地区で47ほどございます。各地区でおおむね年4回は部会を開催してほしいですし、実際、現段階、つまり10月からこの2月初旬までなんですけれども、会議が開催された数を計算すると90回程度開催されていらっしゃるということになっております。お話しはたくさんしていただくことが一番望ましいというところもございますので、各地区の部会の回数掛ける4回、併せて各地区の運営会議の運営会議や総会に関して33回を加算した220回としております。

伊場勇分科会長 次に、実施事業数270についての積算根拠をお願いします。

柿並市民活動推進課主査 実施事業数についても、10月1日の時点で、各地区運営協議会から事業計画を出していただくようになっておるんですが、その事業の計画数が130だったこともございます。これは年間を通して数字が具体的に把握し難いところもあったので、単純にその倍の数で270と設定させていただきました。

白井健一郎委員 実施事業数270というのは、事業計画が130ぐらい出ているということを知って、単純には平均化できませんけれども、11地区なので、1地区十数個ということで、非常に安心しました。そんなに提案がされているんだと驚きました。ある地区運営協議会と隣の地区運営協議会で、過疎地にバスを走らせたい、あるいは公共ライドシェアをつくって見たらどうかという案があるとします。これは非常に大きな提案ですね。これ一つに多額の予算が要るわけですよ。それに比べて、例

例えば草刈り一つするにも当然計画を立てなくちゃいけないし、予算もつくということで、大小あろうと思うんですよね。この辺が、私いつもこの予算審議とか決算審査において、ここで話し合っただけで具体案が見えないんですよね。やはり皆さん具体案をおっしゃるのは控えていらっしゃるかもしれないけど、なんていうか空中戦みたいな感じになってしまっているんで、ここで例えば実施事業数、今が令和6年度だったら、始まったのが令和6年10月からですか。半年だと思うんですけれども、どういふ事業について提案があったのかというのを幾つか教えていただければありがたいです。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　新たな事業以外で地区運営協議会でやっていただく事業としましては、地区運営協議会が形成される前に行っていた既存の事業を継続的かつ充実・改善をしながら行っていただきたいとお願いしております。ついては、この270の中にそういった事業数がかなり含まれております。新たな取組につきましては、各地区とも地域の現状と課題を抽出していただきまして、どのような取組をするかという地域づくり計画というのを策定していただいております。これに基づいて、より具体的なところの事業を行っていただくということになります。その例が先ほど大井委員から御質問がありましたプロジェクト事業の例でございます。特産品の開発をしていこうという取組、それから、地域で情報がなかなか少ないというところの課題解決に向けた地域独自のホームページの作成などが、新たな事業として立ち上がっておるところです。

白井健一郎委員　実施事業として、一つは今まで地域で行われてきた事業の維持・継続で、もう一つは新しいチャレンジとなります。そして、維持や継続のほうが割合的にはあるんじゃないかということもお伺いしたんです。そもそも、この地域運営組織を立ち上げる際に、従来の組織、既存の組織は三つ、四つありましたが、それを単に組み合わせるだけじゃなくて、もっと発展的なもの、例えば、若者の力を使うとか地域の力をも

っと掘り起こすのようなチャレンジがあってもいいはずですね。そういう話だと伺っていましたが、現状でそこまでいっているのかどうか、疑問が生じるわけですがけれども、どうでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 地区運営協議会は形成されてまだ半年です。可視化できるような成果はなかなか現段階では見えにくいと思っています。ただ、白井委員がおっしゃったような新たな事業、若い方々の取組等につきましては、若い人だからできる取組が何かないのかというところで、若い方々での話合いが進めている地区もございます。また、既存の事業につきましては、地域において様々な現状と課題を抽出しております。それを一つの組織ではなく、いろいろな団体が連携し、協働することによって、より充実した取組に改良していくような協議も進めていただいているところです。そのようなものが徐々に地区運営協議会としての成果として上がってくるのではないかと考えております。

白井健一郎委員 例えば、私の地区では、私がふらっと地域交流センターに行ったときに、たまたま地区運営協議会の会合が持たれていたんです。ところが、その地区の住民である私はそのことを知らなかったし、ほかの人たちも知っているかどうか分からない。そもそも、いまだに地域運営組織とか地区運営協議会とかの話を全然知らない市民だって多いと思うんですよ。だから、情報発信もそうだけれども、地域運営組織自体の公開性とか開放性が足りないんじゃないかと。これは私の考えですがけれども、組織が硬直化していると、公開性とか開放性とかにはつながらないんじゃないかと。新しい人材を入れるために何かてこ入れが必要なんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 白井委員がおっしゃるところはごもっともだと考えております。それを少しでも改善していこうという中で、この形成前のプロセスとしまして、地区によっては全世帯にアンケートを行う、あるいは、多くの方々の参加の下でどのような地域にしたらい

のかというワークショップを実施しているところもございます。このワークショップにつきましては、子供からお年寄りまで一緒になってやるような地区もございました。こういう取組を行うことによって、地区運営協議会そのものの周知や認知も高めていくことができると思っております。また、そもそもの地区運営協議会がどういった取組を行うかというところにつきましては、先ほど少し触れましたけれども、ホームページでどのような取組を行っていくのかというところをPRしている地区もございますし、また、地区によっては、その地区が策定した地域づくり計画を皆さんに知っていただくということ、地区の広報紙で周知していただいた地区もございます。いずれにしましても、ここは非常に重要な部分となってこようと思っておりますので、頂いた御意見をしっかり踏まえながら、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。

白井健一郎委員 22ページ、地域づくり交付金について質疑します。この交付金の算定基準について、基本事業費は人口割と後期高齢者割があります。この考え方は国から示されたものですか、それとも、独自で考えられたものですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この考え方につきましては、先進事例等を参考にしながら本市で策定したものです。

白井健一郎委員 そういうことでしたら、アイデアを持ち寄って一つの制度をつくられたことは率直に評価しますが、本山から埴生まで11地区の人口割といっても、そんなに大差ないので、131万円というところがありますが、上は243万円というところもあるわけです。公共ライドシェアとかバスを走らせたいとかというときに、積み立てれば良いという話がありますけれども、5年も10年もモチベーションが保てますか。やる気があるときにどかんと資金を投入するぐらいの勢いがないと、なかなか新しいことを始めようという気にもならないと思うんですよ。ですから、平均的に一律に配っているわけですが、これが現

状維持を中心に使われているのなら、新しい事業をやるところにもっと出すべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 新しい事業への活用としまして、資料中段からやや下段のところに、地域プロジェクト事業費として1事業で上限30万円という制度がございます。これを活用していただく仕組みとしております。ただ、ライドシェア等大きな事業をされる場合につきましては、30万円では足りませんので、先ほど私も申し上げましたが、国等の事業をつないでいく、あるいは特別な事業についてはまた別の政策を考えていくなどの支援策も今後しっかり検討してまいりたいと思っております。

大井淳一郎委員 地域選択事業費については令和7年度以降検討ということですが、市が行っている事業の中で地域がやったほうが良いと思うものを移譲しようというような感じなんですけど、何か想定されているものがあるのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 既に一部地区から話が出ているんですが、市道の草刈りを業者をお願いしていますが、これを地域がやったほうが効果的だという御意見を頂いております。可能であればぜひやりたいという御要望も頂いております。こういったものやっていきたいと思っておりますし、現在調整しておりますのが、高齢者の支援につきましても地域選択事業のメニューの一つとして上げていきたいと思っております。また、小規模土木などを地区にお願いするという先進事例もございます。

松尾和則委員 アドバイザーの件です。先ほど説明された平田氏がずっとやるということでしょうか。例えば、状況によって人を変えていくことはないのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 平田先生におかれましては、形成前からコーディネートやアドバイスを頂いておりまして、本市のことを熟知しておられますので、継続的にお願いをしていきたいと考えております。ただ、松尾委員がおっしゃるように、いろいろな意見があってもいいのではないかとこのところ、平田先生を軸にしながら、場合によっては他分野のコーディネーターに来ていただき、役割を担っていただくことも行いたいと考えております。

白井健一郎委員 平田先生のごことで提案ですが、例えば講演会を開くなどして、山陽小野田市における地域運営組織の現状や課題、そして成果物の発表会をしていただければ、市民に対する理解度も全然違うと思うんですよ。私達も勉強することができます。これは提案なんですけど、どうでしょうか。

伊場勇分科会長 どのようにアドバイザーを活用されるのか、地域に何回行ってもらえるのかなども含めて回答してください。

柿並市民活動推進課主査 来年度に平田アドバイザーと契約したいものを申し上げます。設立して半年がたち、今まで円滑に運営し、活動してきたところなんですけれども、来年度に関してはさらなる充実を目的として契約させていただきたいなというところでの予算計上になっています。市民活動推進課からのサポートや各地区へのヒアリングが必要になってこようかと思っておりますので、その数を増やしていきたいなと思っております。また、それぞれのテーマに沿った支援も実施していただきたいと思っておりますので、その辺りを内容に入れているところです。

伊場勇分科会長 もっと具体的に言えることはないんですか。

柿並市民活動推進課主査 テーマ別の支援というところに関しては、情報発信も行っていております。各運営協議会で情報発信等も力を入れる

ところもございますので、そういったものに関しての支援とか、先ほどお話に出たような特産品に関してこれから何年かかけて事業の実施が行われてくるようになろうかと思っておりますので、そういったところに関する伴走支援とか、また、高齢者の地域での困り事、電球の取り替えなどの小さなところからお話が出てたりというところもあるので、そういったところも平田先生に伴走支援等をしていただきたいと思いますと思っているところです。

伊場勇分科会長　ということは、回数とかじゃなくて、課題があったり困ったことがあれば随時相談をして、時間があえば来てもらったりとかいうところですね。だから市民活動推進課だけではなくて、各地域に出向いていただいて、そこでしっかりと課題解決に向けた支援をしていただくと。回数とかは縛っていないということによろしかったですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

大井淳一朗委員　アドバイザーの設置事業については、立ち上がりまではこの方の活用が非常に重要だったんですが、既に立ち上がって今度は地域独自でやっていく中で、通年でアドバイザーを置く必要があるのか、実働に応じて報酬を出す形でいいんじゃないかということが決算委員会が出たわけです。それにもかかわらず、ずっと続けていくと。もっと言えば、令和7年度のみならず、令和8年度も令和9年度も予算が計上されるということで、もちろんこの方に問題があるというわけで言っているわけではなくて、果たしてこのようなアドバイザーをずっと置き続ける意味があるのかなと言わせていただいたんです。これについては、まだ議会の決算の中の附帯意見に対してあまり反応していない、響いていないのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　決してそういうことはございません。しっかりとその意見を考えながら対応を検討しているところです。ただ、地区運営協議会につきましては、形成されてまだ半年しかたっておりま

せん。実際、随時困り事が発生しているような状況です。ここについてはしっかりとした支援が必要となってきます。それはそのときだけではなく、随時発生するものですので、ある程度軌道に乗るまではこのような形で随時相談できるような体制、随時アドバイスしていただける体制を取らせていただければということで、今回このような形で計上させていただいたところです。

大井淳一郎委員 そのためには、先ほど白井委員が言われたように、講演会を開いたり、地区にどんどん出向いたりすること必要だし、電話対応ではなく、いろいろな形で活躍していただかなくてはいけないと思うんです。私が知らないだけかもしれませんが、地区で何回かワークショップをされたということ以外あまり聞かないんです。実態が見えないんですが、いかがでしょうか。

柿並市民活動推進課主査 令和6年4月から、立ち上げから形成に向けて、そして、形成後から今日まで、平田先生には地域交流センター11か所に計30回行っていただいております。1か所に1回と考えておるんですけども、実際には30回ほど足を運んで相談等に乗っていただいたところです。それから、職員に対しては形成前の個別支援が重要というところでの研修を3回、市職員との打合せに14回ほど来ていただいたところです。

白井健一郎委員 情報発信の件に戻ります。つい先日、ある地域交流センターに行ったところ、地区運営協議会の三つか四つぐらいのところは地区運営協議会だよりのような住民向けのチラシをつくって置いていました。違う地域の地区運営協議会のものも置いていましたので、三つ、四つ種類があったんです。まだ始まって半年ですけども、ナンバー3まで発行しているところもありました。やっているところはやっているんです。ただ、やっていないところに対しては、ある程度行政が支援していかないと新しいアイデアがなかなか生まれれないと思うので、その点をお願い

したいんですけど、どうでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 地区運営協議会は住民主体による取組となりますので、できる限り行政の押しつけにならないような支援をしていきたいと思っております。ただ、白井委員がおっしゃるとおりでございまして、いかに情報発信するかというところが必要となってきます。この辺の情報交換といいますか、情報共有をするために、毎月地域交流センター長会議を行っております。地域交流センター長につきましましては、この地区運営協議会の事務局的功能を担っておりますので、そこで各地区がどのような取組をしているのかという情報発信も含めて、こういった情報交換をしながらよりよいものを参考にして取り入れる形で進めていくことができると考えております。

森山喜久副分科会長 アドバイザー設置関係の257万4,000円の内訳を教えてください。

柿並市民活動推進課主査 257万4,000円の内訳は、支援の計画立案が10万円、サポートデスクが月3万円掛ける12か月で36万円、伴走支援での状況把握ということで、各地域へのヒアリングが11地区分掛ける2回掛ける3万円で66万円、テーマ別に先ほど申した形で24万円、職員等のスキルアップ研修が9回で36万円、それから、諸経費が39万円となっております。

森山喜久副分科会長 先ほどから職員研修と言われていますが、これは地域交流センター職員ですか、それとも、市役所職員全体ですか。

柿並市民活動推進課主査 地域交流センターの職員です。

森山喜久副分科会長 先ほど大井議員が言われたように、この業務委託は、立ち上げのときには本当必要だったと思うんです。ただ、令和4年度は講

師派遣という形でやっていますよね。1 2 回で9万円という実績でした。令和7年度はそこまでアドバイザー業務委託が必要なのか。講師派遣という形で十分ではないのかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 先ほども申しあげましたけれども、地区運営協議会を運営すればするほどいろいろな課題が生じてきます。それを随時助言していくとが必要になってこようかと思っています。それについては、その都度講師料を支払うよりは、年度間を通じた枠で委託させていただいたほうがスムーズに行くという判断でこの方式を取っております。今後、地区によっては課題が発生して、なかなか進まないところもあるかもしれません。こういったところはまた個別に支援していただく必要があろうかと思しますので、その辺を含めての手法となります。

森山喜久副分科会長 地区のほうで悩み事があって進まない、事業をどうしようということが当然出てくるとは思うんです。最初の相談先は、市ですか、それともアドバイザーですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 現在は、事務局機能を持った地域交流センターの長や地域づくり支援員に対してアドバイスをさせていただいているところです。ただ、必要に応じて地域の方々へのアドバイスも対応していく必要があろうと考えております。

森山喜久副分科会長 ですから、センター長とか支援員とかが悩んだときに、市に相談するんですか、アドバイザーに相談するんですか、どちらですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 市民活動推進課に直接問い合わせさせていただくこともありますし、センター長とアドバイザーのつながりが構築されておりますので、アドバイザーに直接相談されるケースも出てきてお

ります。

大井淳一郎委員 地域運営組織を立ち上げた後に課題が生じて、アドバイザーが入って課題解決に至った事例があれば教えてください。地区名などは言わなくていいです。今年度に関してはアドバイザーの効果があったように思えないので、お答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 今年度は各地域交流センターを回って、センター長から現状と課題をしっかりと聞き取り、それに対する細かいところも含めたアドバイスを頂いているところです。なかなか進まないというところもありますし、どのように各地区の住民にお話をしたらいいのかというような困り事に対しても対応していただいているところです。

大井淳一郎委員 そこまでオブラートに包まなくても、具体的にどう解決したかを言ってほしいんですよ。地区名を言わなくていいとは言いましたが、課題や悩みの相談に乗ってもらっているというだけでは「そうですか」とは言えないです。もう一度お願いします。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 具体的なところにつきましてはこれからというところにもなろうかと思えます。先ほど特産品開発に取り組んでいこうという地区があると御説明しましたが、これを実際に成果として上げていくにはどのような形で進めたらいいかというところもアドバイスを頂いているところです。

笹木慶之委員 順を追って説明してください。18ページに妥当性、効率性、有効性が書いてあります。そして、令和7年度に向けた評価が出ています。現状維持とか5点とかの評価は、どのような形で評価されたんでしょうか。また、有効性、効率性が3点になっているが、これはどういう背景でどのような判断をされたのか、まず聞きたいと思えます。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 令和7年度に向けた評価については、これを策定したのが9月ぐらいですので、持続可能なものにしていくということも踏まえて現状維持としております。それから、効率性のところですけども……

笹木慶之委員 意味が分かっていないようですね。早く言えばオールAということだね。丸々オーケーということでしょう。それならば、その事業評価に基づいて令和7年度予算がつくられたということですよ。そのように評価していいんですか。

伊場勇分科会長 評価点は満点ですか。（発言する者あり）満点じゃないんですね。全部5点満点なんですか。3点満点なんですか。（発言する者あり）笹木委員は評価点のことを聞かれています。3点となっているけど、総合計画の「三つの創る」のうちの「地域を創る」における重要施策であるならば、5点満点なのか3点満点なのかで評価が変わりますよね。笹木委員、どうぞ。考え方というか質疑をしてくださいね。

笹木慶之委員 昨年の秋にスタートを切ったと。そして、準備的な期間も含めて令和7年度予算をつくられたと。それはそれとして今も認めているんですが、その背景は何だったのかを確認しているわけ。だから、自信を持ってやっているよということだったら、それはそうとして続きの話をしてもらわないといけない。これを見ても39点という評価になっているから、オール5点だったらもっと高くなるんだけど、これは高くなっていないからどうなっているのかを聞いているわけです。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 誠に申し訳ありません。評価基準の表を持っておりませんので……

笹木慶之委員 基準はそこに書いてあるじゃないですか。（発言する者あり）

伊場勇分科会長　ここで暫時休憩します。

---

午後 3 時 2 4 分　休憩

---

---

午後 3 時 3 5 分　再開

---

伊場勇分科会長　それでは、休憩を解きまして分科会を再開します。先ほどの  
笹木委員からの質問に対しての答弁からお願いしたいと思います。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　調査不足のためにお時間を取ってしまい、  
申し訳ありませんでした。評価の部分につきましては、満点は 4 1 点で  
す。したがいまして、今回この事業につきましては、手法の有効性のと  
ころが 5 点満点中 3 点となっておりまして、3 9 点となっているという  
ところです。

笹木慶之委員　方向性は見えました。市は自信持って運営することから始まっ  
ていくわけですが、次のところで聞きたいのは、事務事業シートがもう  
あり、その中には講師委託料が書かれています。この評価は先ほどの評  
価とはどのように違うんですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　これは令和 5 年度決算に対する評価にな  
っております。

笹木慶之委員　しかし、これを見たら令和 7 年度に向けた方向性の評価と見ざ  
るを得ないわけだけど、これは共通して見るわけですか。一つの事業を  
評価するときに、また別の評価もするからこんなことになってくるんじ  
ゃないか。物事は一連のものとして見ないと。別立てで行くわけですか。  
それは置いておきましょう。その次、地域運営組織の講師の問題が出て

います。先ほど大井委員からも話があったけど、研修会の成果は、はっきり言って、皆さんよく分かっているのかなということなんだけど、どのように思っておられますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この地域づくり政策アドバイザー設置事業の成果としましては、地域運営組織の形成というのが一つの成果だと思っています。私どもだけでは地域の方々の御支援がなかなかできなかったであろうと考えております。そういった中で、平田先生から私ども、地域交流センター長、地域づくり支援員にアドバイスを頂く中で、地域の皆さんと一緒にこの地区運営協議会の形成につながったと考えているところです。

笹木慶之委員 今、説明を受けたことを否定しようとしているわけではないですが、やはり地元の皆さん方の思いをしっかり受け止めたような取組をしたほうがよりいいんじゃないかと言っておきます。いろいろ反響があるということも踏まえて、そういったことがあるということですね。次に行きます。予算書22ページ、これに関する予算の計算根拠については、人口と75歳以上で基本額あるいは基本事業費が計算されていますから、それについてどうこう言うつもりはありません。それはいいんですが、その次に出てくる疑問は、この事業は全て市が負担するのかということ。一般財源以外の財源はないんですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この予算につきましては、あくまで市が財政支援するものです。これ以外に各地区が独自の自主財源を確保されることについては、私どもが制限するということにはございません。地区によっては、これ以外に自治会から会費を頂くとか、地区内にある企業から協賛金を頂くような方向性も検討している地区もあると聞いております。

笹木慶之委員 地縁団体の集まりがこの運営組織の母体になっているわけ。だ

から、母体であることは認識しながら、それぞれの地縁団体の集合体から一部の負担金をもらっても、それは差し支えないということですね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 おっしゃるとおりです。問題ありません。

笹木慶之委員 では次の確認をします。市社協との関係です。実は今まで市社協とジョイントを組んでいろいろな事業をやっていましたが、市社協からの補助制度がどうも見え隠れするわけです。介護保険法が改正されたときに、第1層協議体、第2層協議体をつくったんですが、それらの協議体の運営が令和6年度で終わると聞いていますが、それは間違いないですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 社会福祉協議会の取組について私どもでお答えすることはできませんが、聞いている限りでお答えします。来年度に今まで敬老事業等で地区に対して交付していたものを説明されていると聞いております。それから、第2層協議会につきましては、今後、22ページの資料にあります右隅の地域選択事業費の中でメニュー化することができればということで、現在、関係課と調整をしているところです。

笹木慶之委員 高齢福祉課からその制度がなくなったということを知ったんです。なぜそれ聞くかということ、ちょうど自治会の改選時期になっているわけです。そういったことにつながって、社会福祉協議会の活動が途切れるような形が見えるわけです。制度がなくなれば市の予算措置がなくなることになるのであえて聞いているわけです。それは問題ないですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 第2層協議体や第1層協議体の取組をどのような方向で進めていくかは、高齢福祉課の所管事務となりますので、私どもで御回答することができません。

笹木慶之委員 なぜそう言うかという、全体的につながっているわけです。

地域運営組織というのは、いろいろな事業を地域でお互いにやろうという連携の下に動いているわけです。だから、個別の案件は担当課があるから言えないかもしれませんが、継続的な視点でどうするかということは、方向性を決めたほうがいいと思いますよ。そうでないと、混乱すると思います。それからもう1点です。これは関連がないと言われれば別だけど、自治会連合会との関係です。自治会連合会と市の運営組織の立ち位置は、どのように解釈したらいいのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 自治会連合会は市内にある自治会の連合体でありますので、地区運営協議会との直接的なやり取りはないと認識しております。ただ、自治会連合会の地区長がこの地区運営協議会の会長を担っている地区も多いことから、情報交換をする場にはなっていると考えております。

笹木慶之委員 今ここでそれ以上のことを言いませんが、なぜそう言うかという、市民生活は皆つながっているわけです。今までの形で組織を動かしてきたわけですから、流動的な発想に立って、改めるときは改め、新しくするものは新しくするというだけでいいんだけど、結果的に市民の生活がいろいろとがたがたするわけ。だからそれについては、そういったことがないようにしっかり方向性を持って、つながりをしてほしいと思っています。また、4月になれば新しい組織が動きます。そのときにはどたばたする傾向があります。地域によって新たな事業をつくるとか、事業に取り組むとかをやりますが、そのベースとなるのは市からの地域づくり交付金です。交付金を基にして動いているわけですから、それ以上の財源はその地域にはないと思うんです。しかし、それなりのものはまた違った形で入ってくるものがプラスアルファであるかもしれませんが、それ以外の事業ができないということを前提に考えながら取り組んでもらいたいと申し上げます。地域によっていろいろな実情が変わります。人口がある程度確保できるような地域と小さな地域

はまた違ふと。だから、その辺についても一様にはならないということ  
を頭に入れながらこの事業取り組まないと評価が違ってくると思うんで  
す。それ以上言いません。確認のために言ったわけですけど、最終的に  
はこの方向性で問題ないと思われませんか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 大きな方向性については、目まぐるしく  
変化する現代社会において持続可能な地域づくりを進めていくという点  
については、当初の目的と適合していると考えております。ただ、先ほ  
ど笹木委員がおっしゃったように、今、いろいろなところで問題が生じ  
ているというところについては、やはり形成されたばかりなのでいろい  
ろな問題が発生しています。私どもは、この制度が完璧だとは全く思っ  
ておりません。いろいろな課題や問題が生じてくるであろうと考えてお  
ります。ここについては、地域の皆様方からの意見をしっかりお伺いし、  
反映できるものはしっかりと反映していきながら、よりよい制度を構築  
していくことができると考えております。地域の皆さんには御苦勞を  
おかけすることが多いと思いますが、御理解と御協力を頂ければと考  
えております。

大井淳一郎委員 21 ページ、交付税措置について、ここに書かれてあるよう  
に、普通交付税と特別交付税の措置があります。地域づくり交付金と地  
域づくり政策アドバイザーには特別交付税が出されると書かれてありま  
すが、令和6年度については、措置率の2分の1が特別交付税から出さ  
れましたか。

篠原協創部長 特別交付税につきましては、12月算定分、3月算定分とい  
うことで、国が定めております算定要領に基づいて算定を行い、県を通じ  
て総務省に申請を行っております。特段、大きな災害とか全国的な災害  
対応の経費とかがなければ、要綱どおりの金額が入っているものと思わ  
れます。明細を確認できないので絶対とは言えないんですけど、特別交  
付税自体が非常時の支出に対する国の措置ですので、大きい災害などが

あれば、そちらに原資が持っていかれ、割り落とし等があるときもござ  
います。明細が分からないので断定は言えませんが、しっかり積算し  
て国に提出しておるところです。

岡山明委員 地域づくり交付金の概要が22ページにあり、令和7年度予算に  
も計上されています。地域交付金の執行状況については、もう支払われ  
たと。交付金の積立てが20%となっていますから、ある程度執行率が  
出ているんじゃないかと思います。現在の進捗が分かれば教えていただ  
きたいと思うんです。積立金が20%を超えては駄目だという制限が書  
かれていますね。秋まではまだまだ時間がありますけど、今の状況だっ  
たらこのまま使える状況かどうかという話です。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 令和6年度分につきましては、地域づく  
りプロジェクト事業費以外の基本的な地域づくり交付金については、各  
地区に対して全額を交付しております。繰越し分がいかほどあるかは、  
決算報告を頂いていないので不明です。

岡山明委員 防災や社会福祉協議会などの助成金は、地域づくりの交付金の中  
からもう右から左へという形で移っているという状況です。私が聞きた  
いのは、金額的にはもう限られていると。そして、この予算の組立ては  
山陽小野田市が独自にされていると。地域づくりプロジェクト事業費は、  
1件当たり30万円しかかかないと受け止めているんですけど、おかしい  
ですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 令和6年度補正予算でも説明させていた  
だきましたけれども、今年度だけは既に各団体で事業を行っている、も  
しくは地区運営協議会を形成する前に事業を行っている、もしくは形成  
前に予算が必要な補助金は、この地域づくり交付金に含まず、各団体に  
交付をしていると。その部分をこのたび地域づくり交付金から減額補正  
したところです。まず、ここを御理解していただければと思います。そ

の次に、地域づくり交付金の用途ですけれども、これは地区の裁量によって予算編成ができるというのが大きな特徴です。なので、例えば、今まで防災関係につきましては、どこの地区も10万円という固定した金額を交付しておりましたが、もっともっと防災訓練等の体制を強化しないといけないという地区に対しては、地域づくり交付金の枠内で、地域の裁量によって15万円にするとか20万円にするとかが可能となります。したがって、地域づくり交付金の範囲内で様々な用途で利用できると。それに併せて新たな取組をやっていこうというのが、地域づくりプロジェクト事業費を活用して行っていただくものになります。

岡山明委員 前日も防災の例で話をされて、同じような回答を聞きました。それは分かります。今回は人数割でやっていて、人数が多いところは多い額を、少ないところには少ない額を出していて、地域に格差ないように配分しているというのはよく分かります。そういう状況で、金額を人数で割るという状況になると、ほかも一緒でしょう。防災以外の、社会福祉、社会教育関係の団体の補助金は、全部一括で右から左に出さないといけないということになりますよね。地域づくりをする方々に対して、必要な補助金を出さないといけないという状況だから、考え方としては今までどおり、金額的には全く一緒、極端な話、右から左という状況があり、あくまでも人数割でやっているのと、年齢別に分けていると、それだけだと。じゃあこっちの住民の方々の生活に関しては何ら変わった状況じゃないという状況で、私はさっき言ったけど、地域のプロジェクトの事業費が30万円しか、頭としては国からの市、町からの支出は30万円しかありませんよ。あとは、右から左じゃないけど、必要経費として、防災、社会福祉そういう協議会のほうに補助金を出すんだから、考え方としては人数割したら今までと全く一緒でしょう。人数で右から左に出しているんだから。今回は地域プロジェクト30万円とプラスアルファ地域づくりで一律100万円という状況があるからある程度の余裕はあるけれど、基本的には30万円のプロジェクトの事業を地域がつかないとお金が入らないという考え方を持っているんですけど、それは

違いますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず、右から左ということではなくして、セーフティネットワークとかふるさとづくり協議会とか地区社会福祉協議会とか、地区によっていろいろな団体がありますね。この団体に対して地区運営協議会が交付するわけではなくて、それらがやっている取組を地区運営協議会としてやっていただきたいと考えております。あと、同じような事業をすれば同じような予算となりますけれども、さらに改善充実をしていただきたいという観点から、今まで各団体に交付させていただいた額よりも、11地区全ての合計額を比較しますと、790万円と、800万円近く増額しています。それは昨年度の予算のときに説明させていただいたと思いますが、その分も踏まえて、各地区で、適正な地区に応じた予算配分をしていただいて、地域づくりを実施していただければということです。

岡山明委員 地域においては、自治会の体制がまだ強い状況だと。影響は、協議会ではなくて、自治会のほうが強いと思っていますよ。そういった意味で、予算配分においても自治体からの圧力の下で、ある程度こちらの地域づくりのプロジェクトチームに対する圧力がかかったという状況で、だから先ほどの話じゃないけど、金額的には支出の関係、補助金の要請、補助金の変更はあり得んという状況で、市としては800万円増強したという状況があれば、プラスアルファその辺の地域としての地域づくりの形も余裕があるなと思うんです。その辺の自治会などの組織力というか、影響はないんですかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 一部の方々の力によってということをしてできるだけなくすために、形成前に様々な方々に来ていただいてワークショップをしたり、アンケートを各地区で取っていただいたりという取組をして、そして、地域づくり計画を策定していただいたところです。これは各地区で違います。それに基づいて地域づくり交付金を使っていた

だくということになりますので、いずれも地域の課題解決に向けた取組ということになろうかと思えます。

白井健一郎委員 21ページ、地域づくり政策アドバイザー設置事業に戻ります。政策アドバイザーというものに何を求めるかというときに、例えば、もう制度というか地区運営協議会が出来上がっていますから、枠はあると。そこにたどり着くまでにこの方がどの程度イニシアチブを取ったのか分かりませんが、今後は地域の声を吸い上げて、地域課題を見つけて、それをいかに解決していくかということを経営主体でやらなければいけないんです。地域からの声を吸い上げるとは、政策アドバイザーの方がこの地域にはこんな課題があると指摘することじゃあないんですよ。それぞれが思っていることを吸い上げると。それもこの地区運営協議会の役員だけじゃなくて、地域のそれぞれの方が思っていることを吸い上げて、そして、それをどう解決するかというところまで地域主体にやっていくと。果たしてこの一つのやり方を行政が持っているかどうかというところを疑問に思うわけですね。果たしてそれができるかどうか。これはある程度後方支援しなければいけないんですけども、ある程度引っ張らないと地域の声は上がってこない。やっぱりそこに政策アドバイザーがどういうことを投げかけるかということでもあると思うんです。だから、そういうノウハウを今持ち合わせているのかという点に疑問を感じるんですけども、お答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 私どもがノウハウを全て持っているかということに対しては、自分事ではありますが自分に対して疑問です。私どもも独自で勉強をしたり国のセミナーをネットで受けたりはしていますが、なかなか学びの成果を活用できているかというのは疑問です。そういったところをしっかりと補っていただくのがこの地域づくり政策アドバイザーとして、その支援をしっかりとしていきたいと思っています。最初の段階で多くの方々からしっかりと意見を聞いて、住民主体によるまちづくりをどのように進めていくかについても、平田先生に御助

言を頂いて対応していただいておりますので、今後、地域の方々の思いの具現化に向けた具体的なアドバイスを頂きたいと考えております。

白井健一郎委員 先ほどワークショップとかアンケートとかされて、それを地域づくり計画に生かしたということがありました。これも一つの手段だと思いますけれども、この後に審査事業4がありますけれども、そういう別の方法もあるかもしれない。行政の立場からしたら、後方支援にとどめるというか、バックアップの体制かもしれませんが、やっぱりある程度乗り出していかななくてはいけないところもあるだろうし、その辺のバランスを考えていただきたいと思います。

伊場勇分科会長 白井委員、質疑をしてください。ほかに質疑はありますか。

大井淳一朗委員 さきほど交付税措置について質疑しました。篠原部長は実務をされていたので、そういった答弁を頂いたんですけど、確認を取っていただいて、令和6年度に特別交付税が措置されたということを改めて答弁していただきたいと思います。

伊場勇分科会長 それについてはすぐに確認が取れますか。(発言する者あり) また後で確認してください。そのほかに質疑はないですか。(「なし」と呼ぶ者あり) 私から改めて確認します。地域の意向や主体性をどのように担保するのか、市としての考え方をもう一度確認します。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まずは各地区で策定していただきました地域づくり計画をしっかりと尊重していきたいと考えております。また、それに対する財政的支援ということで、先ほど来から質疑していただいております地域づくり交付金や地域づくりプロジェクト事業等でしっかりと支援していきたいと思っております。次の審査事業にあります地域づくり支援の制度や私どもや地域交流センターの職員のスキルアップによる人的支援もしっかり行っていきたいと考えております。

伊場勇分科会長 主体性をどのように担保するのかという確認です。各地区の運営協議会が協議した内容をしっかり尊重して、お金がもっとかかる部分については協議するなど、あくまでもその地区の協議体の意向を尊重するということがいいですね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 各地区で策定していただいた地域づくり計画は地区の大きな指針になりますので、これをしっかり尊重していきたいと思います。ただ、財政的支援については、現状で大きく変更する考えは持ち合わせていません。他の補助金等の制度がありましたら、その辺については、地域と結びつけて御紹介等をさせていただきたいと思っています。

伊場勇分科会長 令和6年度中にも30万円のプロジェクトの事業費は出ていると思うんです。出てきたもの全てを審査会で審査されると思うんですけど、通さなかった事業はありましたか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 1事業が不採択となっております。これは内容を修正していただいた上での再提出を求めているところです。

伊場勇分科会長 再提出を求めているので、まだそこには交付していないということですね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 その1事業ほどには交付しておりません。

伊場勇分科会長 市職員も、例えば市内の地区で生まれたり、市内の地区が生まれ故郷だったりすると思うんです。もちろん強制ではないんですが、市が進めようとしていることについて、郷土愛があれば関わり合いもあるかと思うんですけど、市職員は地区の協議会にどのていど関わっているのか。もちろんこれは強制じゃなくて、シビックプライドの醸成だと

思いますけど、今の状況はいかがですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 その人数については把握しておりません。

ただ、今後、住民主体によるまちづくり、地域づくりを行っていく上では、市の職員も地域の一員となって参加することが必要だと思っております。研修機会や周知等の活動を庁内でも行っていくことをしたいと思っております。

伊場勇分科会長 そのほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、審査事業4、集落支援員設置事業、資料23ページからですね。執行部からの説明をお願いします。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 審査番号4番、集落支援員設置事業につ

いて御説明します。予算審査資料23ページをお開きください。事務事業名は、集落支援員設置事業です。集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者であります。本市では、「地域づくり支援員」として、地区運営協議会の話合いの場や課題解決に向けた取組の運営支援、また、事務局機能といった役割を担っていただき、各地域交流センターに配置を進めています。この事業は、総合計画中期基本計画の重点施策1「地域を創る」（1）新たな地域づくりに位置づけています。活動指標は地域づくり支援員を11地区に全てに配置すること、成果指標は11地区の協議会の各部会等の会議及び研修会開催回数を220回としております。事業の妥当性・有効性・効率性の評価点は、39点です。続いて、資料24ページです。令和7年度の予算額は、会計年度任用職員報酬2,442万6,000円、期末勤勉手当936万4,000円、共済組合負担金421万7,000円、費用弁償66万2,000円、普通旅費22万9,000円、消耗品費11万円で、合計3,900万8,000円としています。詳細は、資料の26ページをお開

きください。地域づくり支援員の配置状況は、現在のところ10地区に配置しています。残り1地区におきましても、地域づくり支援員の配置に努めていきます。令和7年度は、この体制をさらに充実していくため、現在の週3日勤務から週5日勤務にしたいと考えています。人選につきましては、現在配置しております地域づくり支援員は、いずれも精力的に地域づくり支援業務に取り組んでいただいていることから、来年度も引き続き行っていただける方は、継続してお願いしたいと考えています。引き続き行っていただける方で週5日勤務への変更が困難な支援員の地区においては、別に週2日勤務の支援員を雇用したいと考えています。については、令和7年度から各地区で週5日勤務1名又は週3日勤務と週2日勤務の支援員2名を配置することを想定し、計17名としています。支援員の体制の充実の要因ですが、組織形成後の、関係者との協議の増加、事業実施と進捗管理、組織運営のサポート、情報発信・広報活動等により業務が増加していることにあります。各地区運営協議会は地区の実情に応じて様々な部会で構成されているため、部会ごとの会議に加えて個別事業に対する支援も必要となっています。今後、協議会の活動が充実していくに当たってこれらの業務も増加していくことが見込まれるため、地域づくり支援員の体制を充実させ、地域づくりの人的支援を強化するものであります。なお、当事業は人口集中地区において一部対象外がありますが、人件費、活動費等を含め、特別交付税の措置対象となり、週5日勤務に増加した際においても上限額の範囲内となります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇分科会長 執行部の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

大井淳一郎委員 26ページの表を見ると、週5日勤務が5名、週3日勤務が6名、週2日勤務が6名ということです。週3日勤務を週5日勤務にしましょうと。5地区では週5日勤務が1人ですが、残りの6地区については週3日しか勤務ができませんと。週2日勤務の人を充てましょうという理解でおります。5地区と6地区に分けているんですが、これはそ

う見込んだ上での予算計上ということでよろしいでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 推測ですが、そういった見込みで試算しております。

大井淳一郎委員 例えば、11人とも週5日勤務になる場合もあるし、1人を除いて残りの10人が週3日勤務になる場合もあると。そうなっても全体的な予算額は変わらないという理解でよろしいでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 個別に計算しますと、週3日勤務と週2日勤務の2人体制のほうが費用は若干増加します。しかし、おおむねこの予算内でいけるものと思っておりますし、この体制でいけるのではないかと推測をしております。

大井淳一郎委員 地域づくり支援員に任期はあるのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 会計年度任用職員の扱いとなりますので同様となります。基本的には毎年更新となります。

大井淳一郎委員 引き続きする人もいればそうでない方もいらっしゃると思いますが、集落支援員は現在10名いらっしゃいます。前も聞いたかもしれませんが、変わっていないかもしれませんが、現時点での属性、男女比と年齢についてお答えください。

柿並市民活動推進課主査 現在、女性が3名、男性が7名となっております。一番若い方で、女性の方が40歳前後の方、それから男性の方も60歳前半から後半にかけてという方で、おおむね占めておるような状況です。

大井淳一郎委員 もう少し詳しく属性ですね。名前とかじゃもちろんなくて、30代が何名、40代が何名とかそういった感じで。

柿並市民活動推進課主査 失礼しました。30代の方が1名、それから50代の方が4名、60代の方が4名、70代がお2人ということになっております。（発言する者あり）

柿並市民活動推進課主査 失礼しました。50代を4名と言っておりましたが3名です。

大井淳一郎委員 集落支援員っていうのは赤崎地区にもいて非常に助かっているんですが、週5日勤務になるということで、このたびの増額は議会側からの要請もあるわけです。単に5日になるわけではなくて、やっぱり役割とかも非常に重要になってくると思うんですが、この地域づくり支援員の位置づけについて、役割ですね。市はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 26ページの資料の下段のほうになりますけれども、体制の充実の主な要因というところですね。関係者、地区運営協議会の役員をはじめ担い手との協議。それから、各地区の事業の実施と進捗管理、組織運営へのサポートまでいかないかもしれませんが、しっかりと支援。それから、地区によっては今ホームページを立ち上げているところもありますし、先ほど来から情報発信、チラシづくりとかそういった広報活動も必要なことからそういったもの。そして、会計等を含む事務局機能を行っていくこととなります。またあわせて、市と地域とのつなぎ役というところも担っていただく必要があろうかと思えますので、センター長とともに、中間支援機能の役割も担っていただこうと考えております。

大井淳一郎委員 センター長はそれぞれセンター長会議とあるんですが、この地域づくり支援員同士の連絡会議みたいなものは引き続きやっていくということでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この地域づくり支援員会議というものも別に設けておりまして、原則月1回程度、実施をしております。

大井淳一郎委員 やられているということですが、具体的にその中でどのような協議がされているか、分かる範囲でお答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まずはお互いの地区の情報を交換するというところで、お互いにいいところ、悪いところの意見の交換等もあります。また、私どもからのお願い事項、あるいは先ほどの政策アドバイザーの研修等も実施させていただいているところです。

笹木慶之委員 地域づくり支援員の関係で、週5日勤務ができない場合には2人、3人でつないでくれということですが、例えば、週2日勤務だけでもいいわけですか。2人で週2日勤務と3日勤務という話のようだけど、そうじゃないわけですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 地域づくり支援を週5日体制で行うので、1人の方が週5日勤務するか、もしくは、現在週3日勤務しておられる方にプラスして週2日勤務の方を1人足すという考え方です。したがって、1名または2名となります。

笹木慶之委員 それは市が定めることだからいいんです。それからもう1点、地域交流センターとの関係です。地域運営組織の関係で、組織の業務を行う人が変わってくるんですよ。これはどうつながっていくわけですか。地域交流センターは、もともとは公民館ですね。地域運営組織ができたときに地域運営組織はどこで勤務するわけですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 令和4年に公民館から地域交流センター進化させたところです。ここの機能といたしまして、公民館の生涯学習

機能については地域交流センターに包含するというお話させていただいたと思います。また、地域交流センターについては、地域づくりの推進、地域団体への支援という機能を追加させていただいたところでは、地域交流センター長は地域づくり支援を行っていくこととなりますので、センター長と地域づくり支援員は同じ地域交流センターの職員として、地域づくりの支援、地区運営協議会の支援を行っていくということになります。

笹木慶之委員 地域運営組織と地域交流センターはつながっていると解釈していいんですね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 お見込みのとおりです。地区運営協議会の活動の拠点として地域交流センターを御活用いただければと考えております。

森山喜久副分科会長 説明の中で特別交付税措置されると言われていました。人口集中地区については対象外という話があったと思いますが、11地区のうち何地区が該当しますか。

篠原協創部長 本市に人口集中地区はございません。（3月11日「小野田地区が人口集中地区である」に訂正）

岡山明委員 地域づくり支援員について、9項目の支援がありましたね。防災関係などです。地域づくり支援員には、社会福祉協議会など支援する側の組織にも入っているメンバーはいないということでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 現状としてはいらっしゃいますが、地域づくり支援は地区運営協議会の事務局的功能も担っていただいております。地区運営協議会の活動の担い手としては全く問題ないと思います。しかし、役員クラスになると支障があるのかなというところで、今後の検討

課題として捉えております。

大井淳一郎委員　そこも決算委員会で指摘したところですが、今はそういう状況があるということですので、そこは是正していただきたいです。地区運営協議会の会計を地域づくり支援員が基本的に担っているという理解なんです。もちろん地区ごとの事情があるので強制はできないものの、基本的には会計役になっているということによろしいでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　会計はもちろんのこと、先ほど御説明いたしましたですが、地域づくりの支援を行っております。地区によって若干違いますけれども、基本的な事務局機能についてはしっかりと担っていただきたいとお願いしております。

伊場勇分科会長　そのほかに質疑はいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）審査事業4の審査を終わります。

（白井健一郎委員　退室）

伊場勇分科会長　白井委員が早退されましたので、報告申し上げます。それでは、審査事業3のところで、交付税関係の確認をしていただきたいということがございました。回答があるようなので、お願いします。

篠原協創部長　先ほど大井委員からあったのは、地域運営組織の関係で特別交付税が入ることとなっているのかどうかという質疑でよろしかったですか。

大井淳一郎委員　そうです。令和6年度においてどのような事業がされ、それに伴って特別交付税が措置されたかどうかを確認したいです。

篠原協創部長　地域運営組織の運営に係る経費の算定は、3月算定分というこ

とで3月後半に入る予定となっております。その分の金額については申請しているという形です。

伊場勇分科会長 それでは、審査対象事業の審査が終わりましたので、予算書にいきたいと思います。予算書88ページから97ページまでです。ふるさと推進事業費から国際交流等推進費までで質疑はありますか。

大井淳一郎委員 ふるさと推進事業費について、本会議で質疑がありましたが、市ふるさとづくり協議会に補助金を出しているということなんですが、地区運営協議会ができたけれど、市ふるさとづくり協議会は存続していくということです。市ふるさとづくり協議会の今後の事業展開はどのようになっていくか、分かれば教えてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 現在のところ、来年度以降も継続しているというお話を聞いております。来年度の主なものにつきましては、今年度と同様の事業を行っていきたいです。具体的には、中学生市議会やカローリング大会等が行われると考えておられます。現在、市役所内にもありますけれども、各地区のイベント等で使っている備品の管理も行っていただければと考えております。

大井淳一郎委員 続きまして、国際交流等推進費の中の中学生海外派遣事業について、対象人数は8人ということで、6校のうち2名の生徒を出す2校は裁量で選ぶのか、それとも大規模校からは2名と決まっているのか、選び方についてお答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず、令和7年度派遣する人数は6名です。各選考方法につきましては、各中学校に依頼して推薦していただくようになります。その後、市において、具体的には協創部職員、教育委員会事務局職員が面接し、最終決定をさせていただくという流れになります。

大井淳一郎委員 私は8名と理解していたんですが、6名に減少した要因をお答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 今年度までは8名、そして来年度は6名となっております。減員の理由といたしましては、1点目はモートンベイ市のホームステイ先の確保が非常に困難であるという点です。これはモートンベイ市側から意見がありました。それから、人数は、8名が適当なのか、6名が適当なのか、10名が適当なのか、その辺はなかなか難しいところですが、派遣した生徒たちが帰ってきた際にしっかり成果を上げていただく必要があろうと考えております。特に、行っていない生徒へ波及効果を広げていく必要があると考えております。この点において、昨年度になりますけれども、竜王中学校で、派遣した生徒も含めてインターネットを活用して、レッドクリフハイスクールの生徒との交流を行いました。対象者は、竜王中学校の2年生全員です。この事業は、校長先生などから非常に効果的で、英語教育の意識の醸成にも非常に大きく成果を上げたというお褒めの言葉を頂いたところです。ついでには、人数が少なくなっても十分に効果が発揮できるというところを鑑みまして、この人数に決定をさせていただいたところです。また、今年度につきましては、ウェブ交流を3月に行う予定となっておりますけれども、高千帆中学校、厚陽中学校で実施をする予定となっております。

森山喜久副分科会長 89ページ、ふるさと推進事業の18節負担金、補助及び交付金で、市からふるさとづくり協議会への補助金があります。昨年までふるさとづくり協議会の補助金は、ほたるの飼育管理の助成金もありました。それが地域づくり交付金のほうに入りますという話は分かるんですけど、今まで出していた補助金の精算はどういう形になっていますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 これにつきましては、毎年決算報告を御

提出いただき、審査した上で次年度に回すという形にしております。現在、地域運営組織が形成されて、ふるさとづくり協議会が他団体と統合されるというような地区もございます。こういった地区における対応については、各地区にその判断を委ねておるところです。

森山喜久副分科会長 市としてこのようにしなさいという指針は示していないということですね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 おっしゃるとおりです。当該年度の審査につきましては、先ほど申し上げましたように、決算報告を頂いて審査するようになります。その繰越金の対応について、先ほど説明が不足しておりました。繰越金をどのような対応にするかということについては、各地区の判断で対応していただくようなお話をさせていただいております。方針については特に定めておりません。

森山喜久副分科会長 なぜ定めなかったんですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 ふるさとづくり協議会につきましては、市の補助金部分もございますけれども、会費等を募って独自財源を集めている地区もございます。ついでに、独自財源の部分については、市が何か言う権限がなく、そこについてはなかなか色をつけにくいということもありまして、その地域で運用していただくという前提で対応していただくことで、特に細かい指示はしてはおりません。

伊場勇分科会長 そのほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次は90ページからです。19目男女共同参画推進費から21目市民活動推進費まで行きましょう。

岡山明委員 ここにL A B V関係が出てくるんですけど、今の活動状況はどうなっているか、分かれば教えていただきたいです。

伊場勇分科会長 活動状況と活動予定を説明してください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 活動状況につきましては、この市民活動センターの機能そのものが、情報発信、人材育成、相談支援、施設提供、連携協創という五つの機能を設けて取組を進めるようになっております。これらに基づいた事業展開としていろいろな講座等を行っているところです。また、貸し館業務につきましては、2月末現在の数字となりますけれども、利用件数は1,585件、利用者数は2万8,961人です。貸し館業務以外で、不特定多数が御利用いただける1階の交流ホールにつきましては、赤外線のカウンターが正確な数字ではないかもしれませんが、参考として4万2,704人来られているという数字が上がっております。

大井淳一郎委員 自治会館の建設補助金は200万円で、いつもより少ないです。これについて、どういったものを想定しているかをお答えください。

(発言する者あり) 新設では600万円ぐらいかかるのに、今は200万円しか計上されていないんです。まず、どういった内訳なのか、修理が幾らなど詳細についてお答えください。

竹森市民活動推進課市民活動係長 200万円の内訳につきましては、修理が1件と増改築が1件を予定しております。

大井淳一郎委員 これは昨年度より少なくないですか。

竹森市民活動推進課市民活動係長 要望自体は五つの自治会から頂いたんですけども、申請時期や申請内容を確認して担当者による現地確認等を行い、令和7年度については、緊急性等を考慮して、その中の二つの自治会を交付先として決定したところです。

大井淳一郎委員 待機があるんですが、それはもう仕方ないということですか。  
そもそも待機という扱いなのか、却下だったのか、どうですか。

竹森市民活動推進課市民活動係長 待機という形になりますので、来年度以降、  
要望も踏まえて進めていきたいと思っております。

大井淳一郎委員 待機の件数と金額についてお答えください。

竹森市民活動推進課市民活動係長 令和6年度まで分について、待機はござい  
ません。待機が生じたのは令和7年度分で、5件の要望を頂いて令和7  
年度に2件対応するので、待機は3件となり、待機分の補助金額は約1  
10万円となります。

森山喜久副分科会長 令和6年度には330万円の予算があって、令和7年度  
の予算は200万円だから、昨年と同額の予算なら今の待機分は行ける  
のではないかと、本当は予算がつけられたんじゃないかと思うんですけど、  
申請時期が遅かったなどの事情があるんですか。

篠原協創部長 令和6年度の予算額の枠がそのまま頂けるといような状況で  
はございませんので、申請がありました自治会とも現地確認、協議等  
をした中での結果ということで御理解いただけたらと思います。

大井淳一郎委員 市民活動推進費の中の諸行事補助金の内訳をお答えください。

竹森市民活動推進課市民活動係長 全部で10事業ございまして、若山公園さ  
くらまつりは18万円、竜王山公園さくらまつりは20万円、江汐公園  
つつじまつりは18万円、寝太郎の里ほたる祭りは18万円、やけの美  
夕フェスタは18万円、埴生きおんふるさと祭りは18万円、山陽小野  
田ふるさと凧あげフェスティバルは18万円、I LOVE SANYO  
-ONODAは18万円、住吉まつりは40万円、山陽小野田スマイル

ジュニアフェスタは40万円です。

伊場勇分科会長 諸行事補助金の金額の根拠はあるんですか。

竹森市民活動推進課市民活動係長 金額につきましては、申請のときに出していただく計画書等の事業費と集客人数等を鑑みて決定させていただいております。

伊場勇分科会長 人数が何人以上何人以下、事業費が何万円以上何万円以下みたいな形の規程があるということですか。

竹森市民活動推進課市民活動係長 目安として持っているということですか。

森山喜久副分科会長 例えば、今年度は10周年だから祭りを大規模にやっていきたいということで事業費が増えたり、集客人数を増やす形で補助金も増える可能性はあるということですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 これはあくまで目安ですので、事業内容を鑑みながら検討させていただきます。基本的には例年どおりの金額になろうかと思います。

森山喜久副分科会長 そういう補助をするときの要綱などは特に定めていないということではないんですよね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 交付する際には地域振興諸行事補助金交付要綱に基づいて交付させていただくようになっています。

森山喜久副分科会長 91ページ、男女共同参画推進費の委託料の託児業務委託料の説明をお願いします。

田中市民活動推進課課長補佐 12節委託料について御説明します。こちらは、毎年、男女共同参画の日としてイベントを行っておりまして、その際の託児業務の委託料となっております。

森山喜久副分科会長 イベント参加者は、事前に申し込まないと託児ができないのか、それとも当日連れてきても大丈夫なのか、どうでしょうか。

田中市民活動推進課課長補佐 基本的には事前に予約していただいて御利用いただく形になります。

岡山明委員 先ほど聞きそびれたんですけど、LABVの独身寮について、今はもう3月ですから、動きがあったかどうか確認したいんですけど。

伊場勇分科会長 学生寮の話ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）そのほかに質疑がなければ、次に行きます。地域づくり推進費と地域交流センター費です。

大井淳一郎委員 地域交流センター全般に関わることだと思っんですけども、公民館から地域交流センターになるに当たって生涯学習の場がなくなるんじゃないかとかいった声もあったわけですね。二、三年たちましたが、地域交流センターに移行したことで、担当課としてそのような懸念はありますか。議会からも結構いろいろ指摘があったんですけど、それについての総括というか評価をしていただけた上での予算計上だと思うんですが、いかがでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 地域交流センターの生涯学習推進機能につきましても、教育委員会社会教育課において以前の公民館と同様に引き継いでおります。社会教育課が創意工夫しながら継続的に持続的に生涯学習推進の場を提供しております。

伊場勇分科会長 地域交流センターは、新しいところもあれば、古いところもありますね。建て替えなければいけないんじゃないのかとか、場所を移したほうがいいのかとか、そういった調査に係る予算は今回出ていないんですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 今回、調査費用の予算は計上しておりません。

森山喜久副分科会長 前回、地域交流センター関係の委託料には講師派遣委託料が150万円あったと思うんですが、それがなくなっているのは何か理由があるんですか。

柿並市民活動推進課主査社会教育課公民館係長 それはデジタル推進課のもので、スマホ教室の講師委託料になります。令和7年度に関しては実施する予定がございません。

森山喜久副分科会長 令和7年度に開催しないのは、令和6年度事業である程度周知できたという判断でしょうか。

柿並市民活動推進課主査 そうです。また、各センターで地域の方によるスマホ講座や交流会等を実施していただくようになっておりますので、そちらでも対応していただけることとなります。

大井淳一朗委員 先ほど生涯学習の話をしたのは、公民館の講座はあまり減っていないんですけれども、財政的な支援がないのかもしれませんが、クラブが減っているという話を複数の人から聞いているんです。その傾向について、あるいは課題について、どのように捉えているのか、お答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 生涯学習の推進につきましては、教育委

員会の社会教育課の所管となりますので、こちらでの回答は控えさせていただきます。

伊場勇分科会長 そのほかに質疑はよろしいですか。地域交流センター費まで終わって、次は社会福祉総務費です。136ページから141ページまでです。139ページの旅費の一部と需用費の一部と、人権擁護委員協議会負担金21万5,000円と、22節償還金の一部が総務文教分科会の所管ですが、いかがですか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、150ページから155ページまで、石丸総合館費から人権啓発費までですが、いかがですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑なしということなので、審査番号②はこれで終わります。審査番号③以降は翌日にしようと思います。翌日は、審査番号⑨の地域活性化室、パスポートセンターをお呼びし、そこから始めますので、御準備のほどよろしくをお願いします。それでは、本日の総務文教分科会を散会します。お疲れさまでした。

---

午後5時 散会

---

令和7年（2025年）3月10日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 伊 場 勇